

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 9
☐ 調査研修(研究)費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 市政懇談会 会場費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 1,000 円	精 算 年 月 日 2024・10・23		

領 収 書

2024年 4月 21 日

関 貴 志 様

金 ￥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

500円(1/2)を支出

○
↑
穴
あ
け
注
意
↓
○

領 収 書

2024年 5月 19 日

関 貴 志 様

金 ￥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

※ 500円(1/2)を支出

政 務 活 動 費 領 収 書 台 帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 10
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 市政懇談会 会場費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 1,000 円	精 算 年 月 日 2024・10・23		

領 収 書

2024 年 6 月 16 日

関 貴 志 様

金 ￥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上 記 正 に 受 領 いた しまし た

神明公民館長 

500円 (1/2) を支出 

領 収 書

2024 年 7 月 21 日

関 貴 志 様

金 ￥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上 記 正 に 受 領 いた しまし た

神明公民館長 

500円 (1/2) を支出 

○
↑
穴
あ
け
注
意
↓
○

※書

政 務 活 動 費 領 収 書 台 帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 11
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 市政懇談会 会場費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 1,000 円	精 算 年 月 日 2024・10・23		

領収書等貼付欄

※

領 収 書

2024 年 8 月 18 日

関 貴 志 様

金 ￥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上 記 正 に 受 領 いた しまし た

神明公民館長

500円(1/2)を支出

○
↑
穴
あ
け
注
意
↓
○

領 収 書

2024 年 9 月 22 日

関 貴 志 様

金 ￥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上 記 正 に 受 領 いた しまし た

神明公民館長

500円(1/2)を支出

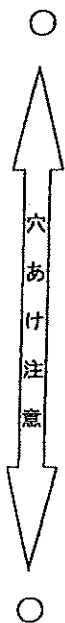
※書

政 務 活 動 費 領 収 書 台 帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 12
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 市政懇談会 会場費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 500 円	精 算 年 月 日 2024・10・23		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



領 収 書	
R 6 年 9 月 18 日	
関 貴 志 様	
金 ¥1,000 円也	
但し、公民館使用料として 上 記 正 に 受 領 い た し ま し た	
神明公民館長	
500円(1/2)を支出 	

※書類は、重ならないように貼付すること。

政 務 活 動 費 領 収 書 台 帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印	台 帳 No. 29
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 印刷代	政 務 活 動 費 充 当 金 額 89,100 円	精 算 年 月 日 2025・4・3		

領収書等貼付欄

領 収 証

2A No 032017

2024 年 12 月 24 日

関貴志 様

¥ 178,200

但し 世帯が通信275 8200部

内 訳	税 抜 金 額	162,000 円
	消費税額等	16,200 円
		円

上記の金額正に領収致しました

北越印刷株式会社

本 社 新潟県長岡市南陽2丁目9-8
電 話 (0258) 23-7711
東京営業所 東京都台東区浅草橋5丁目12-9
電 話 (03) 6452-9973
新潟営業所 新潟市西区北場1087-10
電 話 (025) 379-3035
上越営業所 上越市石橋2丁目9-42
電 話 (025) 545-9707
六日町営業所 南魚沼市六日町479-3
電 話 (025) 788-0891

御 入 金 種 別	現 金	✓
	小切手	
	手 形	
	相 殺	



取扱者

※ 社印なきものは無効とする

89,100円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

が極めて少数でも知事の判断に市の議員が反映される見込みなのか。

答 自治体の意見が分かれて極めて少数派になるとの仮定の話には答えられない。

問 原案の議論になると「仮定の話には答えない」と答弁するが、これまでに、原案に限らず様々な議論の中で仮定の質問への答弁は山ほどある。仮定の話に答えられない理由は何か。

答 この件では自治体の取りまとめ手法が決まっていないことから、述べることはできない。

問 知事の判断に市の意見が反映されない場合もあるとの認識か。

答 正確性を欠くことは述べられない。了解権獲得の実現性と、知事の取りまとめに当市の意思を反映させる表現性は、後者のほうが高い。

問 時間が迫ってきたので最後の質問に移る。

(エネルギー基本計画について)

問 知事が再稼働の判断を行う根拠は、国のエネルギー基本計画の「原発の再稼働を進める際には、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」との記述であるとの答弁があった。「立地自治体等関係者」なので、立地自治体よりも広範囲での理解と協力が必要になるはずだ。地理的には、三条までか新発田までかこの問題はあるが、少なくとも原発の隣接や30km圏の自治体は、等関係者に入ると理解するのが当然だ。再稼働には長岡の理解と協力も必要と国に訴えるべきだ。

答 等関係者については明確な基準がない。柏崎刈羽においては、立地自治体の柏崎市・刈羽村・新潟県が立地自治体等関係者という形で進められている。事前に了解を得るべき自治体の規定がエネルギー基本計画にしかないのはおかし

なことで、制度上これを明記してほしいと国に述べている。もし国で議論される時には、長岡を含む30km圏市町村は、柏崎市・刈羽村と同等、あるいはそれに準じた形で条文中に規定されるべきと考える。そういう意味で、知事や国に30km圏の意向を重く受け止めるべきと伝えており、国も知事も理解していると述べている。そうした考えの下、知事とUPZの7市長とで防災対策の推進等を国に要望した。

市は国に事前了解の仕組みの明記を求めているのであり、求められている明記は求められていない。現状では、30km圏の意思の反映が保証される仕組みはない



4 2023年9月議会 2024年6月議会

後援委員会などでの発言

信濃川氾濫時の避難、議会基本条例の改定、インバウンド推進、移住推進、ヤングケアラー支援、就労困難者支援、教員の負担軽減、縄文文化・火葬土器活用、川口運動公園の活用、持続可能な行政運営、職

出向報告
日時を調整して頂ければ、来職に対応します。

バックチャンネル
HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

市政懇話会
日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神田公民館（長岡市越後2丁目）
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。ご参加も歓迎です。



発行 関たかし事務所

〒950-0098 長岡市越後2丁目
TEL.0256-32-0751 FAX

E-mail 関たかし
ホームページ
http://www.setakita.net
(関市で検索で可)

関たかしから、HPでアクセスできます。



長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉

せきたか通信 27号 (2024年度)

持続可能な社会の実現 ~広げよう長岡から~

重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

国政市政も

おかしなことだらけ

① 市役所の窮乏に

大きな問題

近年、議会でも中核市（中核市）が度々議論されたことから、市長は今年度中に中核市移行の是非を判断する調査費を計上しており、予算審議では「中核市の効果や財政面も含めた課題の調査研究を行い、必要な情報が集まった時点で議会にも説明し、意見を聞きながら進める」と担当課長が説明しました。そして9月時点では今年度の調査はまだ行われていません。

そんな中、市長は本年6月議会で唐突に「中核市の実現に向けて取り組む」と表明し、その後の記者会見も「中核市移行を掲げた」と報道されました。また、「長岡市長いそだ進件」と表記された顔写真入りのパンフレットにも中核市への

移行が宣言されています。

私は9月の総務委員会でも行政（市役所）が中核市への移行を決めた理由を質問したところ、課長は「これから調査を行うので、行政としての方針は決まっていない」と答弁。しかし、市長は「行政の内部決定は行われていないが、中核市移行は私の思い」と答弁し、現状において市長が中核市移行を掲げることに問題はないとの認識を示しました。

言うまでもなく、市長は行政のトップであり、予算の提出者です。市長が方針を公言するならば、行政内でも同一認識でまともなことはなりません。逆に、行政内部で方針が定まっていなければ、トップとして公言すべきではありません（突発的な事態への対応は別ですが）。内部調整や内部統治をせずに市長が自由に発言できる前例ができたことで、今後が大変心配です。

② 部会の思いとは「見ない・言わない・聞かない」

本書の6ページに記載されているように、市有施設における死亡事故や買収騒音事件では、第3者委員会等による調査は行われず、事故や事件の実態や経緯について市民や議会への報告がありません。また、これも本書を「読みたい」のです。議員の質問に役所側がまともに答えないことも常態化してしまいました。国政同様、誠実性が失われています。

③ 怒のない部屋・会派制

新会派が結成されたことで、私を含む会派無所属の4議員の控室（執務室）が怒のない部屋に移転しました。ちなみに、無所属以外の議員の執務室には怒がありません。

現在、市議会でも会派制についての議論が始まりました。今回の部屋の問題の他にも、委員会の所属などの

全議員に関係する事柄について、無所属議員だけが意見を述べられない、協議に参加できないという非民主的な状態が25年も続いています。

同じ議員にもかかわらず「無所属議員の意見は聞く必要なし」との状態が改められない議会は、多様な市民一人ひとりの声を聞くことができないのでしょうか。〇〇の市民の声は聞くが、△△の市民の声は聞かない」と市民を差別して物事を決定する議会になってはなりません。

（* 中核市：20万人の人口要件を満たした都市が指定を受けることだが、仮設所の設置等の種別移転が行われる。メリアートとデメリアートがあることされており、要件を満たして中核市に移行しない都市もある）

一般質問 要旨

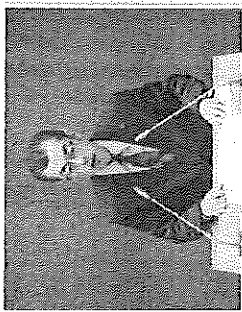
1 2023年
12月議会

相崎刈羽原発の 再稼働問題について

問 福島原発事故後、原発の防災区域が原発から30㎞(U-P-Z)に拡大し、市の大半が含まれ、避難計画の策定義務を負った。国は、新規制基準に適合した原発は地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示しておらず、相崎刈羽原発は、既に国の基準範囲に適合した。東京電力は立地自治体(新潟県・相崎市・刈羽村)の同意を得た上で、相崎刈羽原発6・7号機を再稼働すると表明しており、長岡市には同意を求めない方針だ。知事は、再稼働の是非を判断して県民の意を問うと公約しており、再稼働の是非を判断す

る際には、県内市町村の意見を聞く方針である。磯田市長は、「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と連発で公約したが、市は再稼働に同意が必要となる事前了解権を有しておらず、求めてもいないことから、市民の不安が解消されない状態での再稼働を止める手段がなく、公約実現の道筋は不明瞭である。

私は、核燃料プルトニウム計画の策定義務を負った長岡には事前了解権が必要と訴えてきた。この間、茨城県東海第二原発では、30㎞圏自治体が電力事業者と事前了解権付き安全協定を



締結、福島原発では30㎞圏自治体が事前了解を求められる知事と意見を交わすことで、事前了解権に準じた仕組みを構築し、30㎞圏自治体の了解なくして再稼働できない原発が存在している。新潟日報による市政の特集記事で「原発対応に関しては市長の本気度が変われる意図が続く」と総括されていたが、議論すればするほど、市長の公約が実行されるのか、実行する強い意気はあるのかとの疑問が広がる。

(基本方針 ①発電事業者について)

問 市長は6月議会で、再稼働議論を始める大前提として以下の4つの基本方針を示した。①不適切な事業を繰り返す東電の現状を受け止め、国が責任を担い体制を構築すること。②避難対策として道路整備等をすること。③原子力の真中リスクを減らすため、例えば1〜1.5号機の廃炉等の方針を示すこと。④リスク

と不安だけを負わされる今の仕組みは市民にとって受け入れられないこと。

まず、東電について伺う。同時期の記者会見において、市長は東電以外の発電体制を考えたほうがよいと発言している。基本方針と異なるが、このように受け止められるのか。

答 基本方針も意見も現行の東電では市民の信頼は得られないとの認識を示したものである。

問 東電以外の事業者を待つ体制を求めるのかは大きな違いだ。市の方針はどちらか。

答 不適切な事業を繰り返す東電に対する市民の不信任の地まりを代弁したものであり、現行のままの東電では市民の信頼を得られないといふことだ。

問 不明確なので改めて議論する。



(基本方針 ④リスクと不安だけを負わされる仕組みについて)

問 リスクと不安だけを負わされる仕組みとは、具体的に何なのか。

答 30㎞圏自治体が、原発から数キロメートル圏内避難や一時移転などを求められている状況を指す。

問 リスクと不安と釣り合うような便益があるのか。リスクと不安の対になるものは何か。

答 他県では、発電された電気がその県へ供給されるが、本県は異なることから、リスクと不安だけがある。

問 電気の供給が必要との考えは理解した。

(基本方針 ⑤市の判断と関係について)

問 確認だが、基本方針が満たされない限り、再稼働議論に及ばないことでもよいのか。また、知事が再稼働に対する県内市長の意

見を聞く際に、4項目が未達成であれば市は反対との理解でよいのか。

答 再稼働のいかんにかかわらず、国が前面に立ち早急に対応すべき課題として4項目を示した。

問 質問に答えていない。再審弁を求める。

答 再稼働にかかわらずと答弁している。リスクを最小限に抑えるために今やるべきことに取り組んでいただくとの趣旨で述べたので、議論が始まるのであれば当然始まる。

問 市は基本方針が満たされなくとも再稼働議論を行うのか。また、市が再稼働の判断を下すときには、4項目も判断基準になるのか。

答 4項目が今後の議論のポイントになるが、再稼働に反対・賛成の条件と受け取られることを現時点で述べるのは適切でない。

問 何のための基本方針なのかわからない。

(事前了解権 ①東電との関係について)

問 市が事前了解権を求めない理由の1つは「立地自治体の理解が必要」であった。以前の質問では「新潟県から事前了解権獲得に反対されてはいない」「相崎市、刈羽村の考えは確認していない」との答弁があり、事前了解権を求めない理由が崩れてきた。本日は東電との関係について伺う。

昨年、市長は「事前了解権の要・不要については、事前了解権を求めることが現実的かどうか、それは求めて得られるのかとの問題もある」と発言し、原子力安全対策室長は「立地自治体との関係性を重視する東電が、その他の自治体に事前了解権を与えるということには、再稼働のハードルを上げることであり難しいと思われる。少なくとも、立地自治体の理解やU-P-Z自治体が共通認識でまとまる状況にならなければ難しい」



と答弁した。東電が「長岡には事前了解権を与えない」と言ったのか。

答 ないが、事務担当者の意見交換において、例えばの話として事前了解権を話した際に「難しい」との見解だった。なお、県内市町村からも事前了解権を求める声は上がっていない。

問 東電は「県民の信頼を一から築き上げる」と公言しており、行動指針にも「地元と関係者の信頼を築く」とある。正式に東電の見解を求めるべきだ。

答 東電が県民の信頼を得るために動いている

のは、再稼働するための頑張りであって、再稼働のハードルを上げる事前了解権は認めないとする。少なくとも条件や環境が整わない限り、東電に見解を求めるのは難しい。

問 市が、東電は再稼働へのハードルを上げることはしない組織と既に認識していることは問題だ。東電は、地元の信頼を得るためにはどんなハードルでも越えるとの姿勢を示すべきだ。時間が迫っているのでは次に進む。

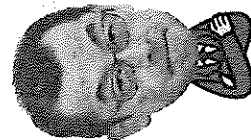
(事前了解権 ②30㎞圏自治体のまともについて)

問 事前了解権を求めない理由として「30㎞圏自治体がまともでない」との答弁も繰り返されている。まともなはずがよいが、各々の自治体がそれぞれの考えで検討すべきである。まともなければ東電との関わり方の理解の獲得が難しい理由は何なのか。

答 東電との安全協定は長岡単独で結んだので

なく、県内市町村で足並みをそろえて同じ協定を結んだ背景があるからである。

足並みをそろえた背景はあるが、協定は個々の自治体と東電の間で結ばれているので、それぞれの自治体で個別に対応できる



問 原発に対して磯田市長は認めざる公約している30㎞圏市長はしない。厳しい方針を打ちながら他の市長に市長が寄り添うのではなく、30㎞圏市長を説得して、まともな事前了解権獲得に向かう努力が必要と考えるが、そのような説得は行ったのか。

答 当市は知事の聞き取りの中で市の思いを反映するよう努める。事前了解権と同意を得る仕組みは、国において議論を行い、

国の法体系で整備されるべきだ。事前了解権については、既得することは考えていない。

問 市が東電に事前了解権を求めない理由には納得できない。

(市民の不安の把握について)

問 3月議会でも、市が再稼働の判断をする際に「市民の不安の把握は市議会の意見を基本として判断する」との答弁があり、私は「議会だけでは不十分」と述べた。市長は、議会ではなく市民に公約している。また、「市が意思表示する時には市民や議会の意向を踏まえて知事に対して市の強い思いをしっかりと届ける」との答弁も繰り返されていることから、市民の不安の把握は直接市民に問うかける必要がある。

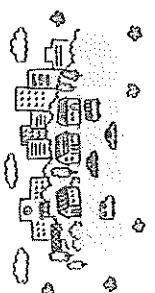
答 国や県の住民説明会等でも出た市民の声を聞いた上で、二元代表制である議会と十分な議論を行って把握する。

(事前了解権 ①地元の範囲について)

問 国は、地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示されていない。原発が避難事故を起こしそうな時でも長岡市民は直ちに避難せず県内避難(自宅待機)し、一定程度の被曝を覚悟しなければならぬ。その後、遠方に避難する可能性もあり、戻ってこられるか分からない以上、長岡は地元と考え、市の認識は。

答 市は国から防災対策の構築が求められるPZであることから、原発の防災対策等の充実に全力を尽くす。

問 市長は地元であるとの認識が、端的な答弁を求める。



問 不十分な答弁だが、時刻が迫っているため最後の質問に移る。

(公約実現の本気度について)

問 市の再稼働に対する判断を知事の判断に反映させる方針であるが、知事は県内市町村の意見を聞くことから、市の判断が反映されるのか疑問だ。この方針ならば、福島原発の事例のように、知事と市で覚書などを交わす必要もある。知事の判断への反映や公約実現に向けた意欲を総務委員会でも質問したところ「30年自治体の意向を重く受け止めてもらうよう知事と協議したい」としながらも「相手のある話なので、一方的というより信頼関係の中で協議する」との、本気度が伝わらない答弁だった。知事の判断に反映させる意欲、必ず公約を実現するとの意欲について伺う。

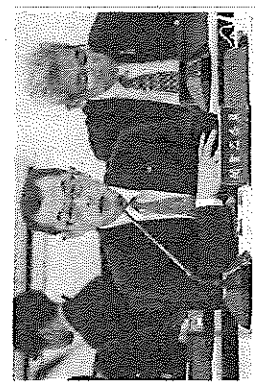
答 再稼働いかんにかかわらず、防災対策等の向上に取り組み、市民の安

全・安心確保に全力を尽くす。



柏崎刈羽原発の再稼働問題について

問 知事は、再稼働の是非を判断して県民の意向を伺う。意向の伺いは県知事選挙が住民投票と考えられるが、県議会の同意も反対であることが示され、



県民が直接意思表示できない可能性も出てきた。また、県内市町村の意見を聞いたうえで知事が再稼働の是非を判断する際に、知事が長岡市の判断だけを尊重することは考えられず、再稼働に向けての動きが加速する中で、市長公約を履行する手段の確立が大きな問題となっている。

(4つの基本方針と再稼働判断について)

問 昨年、市の基本方針について「議論のポイントになるが、再稼働の反対や賛成の条件を受け取れることを述べるのは適切でない」との答弁があった。4項目が満たされない状態で市長が再稼働に賛成することもあるのか。

答 再稼働のいかんにかかわらず、早急に国から4項目に取り組んで欲しい。能登半島地震を受けた新たな知見を踏まえて、原発に関する課題が解決されない限り再稼働の議論は始めるべきでない。

問 市が再稼働の是非を判断する時点で4項目が実行されていない場合は、当然に再稼働に反対せざるを得ないと考える。再答弁を求める。

答 再稼働に同意・不同意の判断は、当然市民や議会の意見を踏まえて行い、4項目はその際の議論のポイントになる。4項目については少なくとも前に進めていただきたい。リスクゼロは非現実的だが、許容可能な範囲までリスクを下げるために頑張っていく。その上での総合的な判断になる。



原発はリスクゼロ(絶対安全)と説明して賛成した。今になってリスクはゼロでないと言うならば、事前了解権を含めた様々な対応が必要になる

(事前了解権 ②国の状況について)

問 国は、地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示されていない。原発が避難事故を起こしそうな時でも長岡市民は直ちに避難せず県内避難(自宅待機)し、一定程度の被曝を覚悟しなければならぬ。その後、遠方に避難する可能性もあり、戻ってこられるか分からない以上、長岡は地元と考え、市の認識は。

答 市は国から防災対策の構築が求められるPZであることから、原発の防災対策等の充実に全力を尽くす。

問 市長は地元であるとの認識が、端的な答弁を求める。

問 市長は地元であるとの認識が、端的な答弁を求める。

問 原発における一般的な地元は、柏崎刈羽の場合、立地自治体の新潟県、柏崎市、刈羽村になる。県が地元なので長岡市も地元との意味で昨年12月答弁した。地元の定義がないので、長岡が単独で地元かどうかは関係なく、柏崎市や刈羽村と同様に、しっかりと安全対策等を講ずる必要のある地域だ。

問 地元と言い切れないことは問題だ。福島原発事故以前であれば、立地自治体が地元との理解でよかったのかもしれないが、状況は大きく変わった。国・県・事業者との折衝では、地元がどうか大きな違いになる。国・県・事業者との間で、長岡も地元との共通認識を持つような協議をしないのか。

答 議員は地元という言葉にこだわっている。地元であると答弁したら、「だったら事前了解権が必要」と展開したいのだろうが、そこを切り分けて、知事は地元として同意を求め

られるので、知事にしっかりと訴えていく。

問 地元の定めはないのだから、市としての主張ができるはずだ。後段で知事との関係性も含めて質問する。

(事前了解権について ②国の状況について)

問 昨年「事前了解権や同意を得る仕組みは、国で議論を行い、国の法体系で整備されるべき」との答弁があった。市は以前に、自治体と電力事業者で締結している安全協定の法的位置づけを国に要請したが、全く返答がない。了解権については国で議論が行われ、法体系で整備される見込みがあるのか。

答 国で検討する見込み及び検討状況は不明である。

問 それでは、法体系で整備するよう国に要請すべきだ。

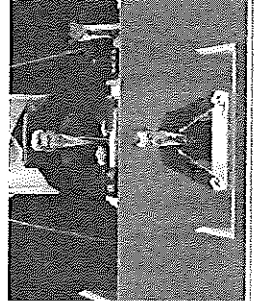
答 事前了解権の国への要望でなく、本市の意向が知事の判断に反映され

るよう努力する。

(事前了解権 ③知事の権限について)

問 市独自に事前了解権を獲得すべきとの議論の中で、「事前了解権や地元同意の規定は法的に明文化されておらず、立地自治体の安全協定にも明記されていない。事前了解権という権限は存在しない」との答弁が繰り返されている。これに關しては、市も知事も同じ立場だが、市が頼ろうとしている知事は何の権限で再稼働の是非を判断するのだろうか。

問 残念な答弁だが、次の質問と関わるので次に進む。



るのか。

問 国のエネルギー基本計画に「原発の再稼働を進める際には、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組み」と明記されていることが根拠である。

問 権限の根拠が明らかになったので、この件に關しても、引き続き議論する。

(市民の不安の把握について)

問 市は市民の不安を「国・県・事業者の説明等でも出た市民の声を聞いた上で、議会でも議論を行って把握する」と述べているが、説明会その市民の声は、そこに出席した出席できなかった市民の声であり、国・県・事業者の説明に対するものであるから、市民の不安を把握するには不十分だ。市民アンケートや市民説明会を行って把握すべきだ。

答 市主催の説明会やアンケートなどを行う予

定はないが、市民の思いを直接伝えることができるよう、県に対し最前での公聴会等の開催を求める。市民の意見集約に当たっては、市議会の議員は市民の意向を把握する上でも重いものがある。



市長の政治姿勢について

(市有施設での死亡事故) ①事故概要について

関 2022年11月25日、こみ処理施設において、運転管理業務委託事業者の社員が作業中に亡くなる事故が発生した。市の施設において37歳という若くして亡くなったことは残念でならない。御遺族からは、深刻な面談を受けた私は、深い悲しみに暮れる遺族にお悔やみの言葉を述べ

るのが精いっぱいであった。いまだに市から事故の詳細は公表されず、遺族は市の対応に憤慨しておられ、本件は民事訴訟が提訴され、刑事訴訟が告発されている。

事故状況については、2022年12月の産業市民委員会で、市域から極めて簡潔な説明があったのみである。死亡状況の分かる事故概要を聞かせてほしい。

答 亡くなられた方の御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族には心からお悔やみ申し上げる。事故は、午前4時50分頃、施設内のプラットフォームで、事業者の社員がこみをピットに重機で投入する作業中に、倒れてきたピット右側の扉の下敷きとなったものである。扉が倒れた原因等については、警察の捜査が行われている。

関 墜下した扉は観音開きになっており、反対側の扉も同年11月初旬に落下したと聞いているが、そのような事実はあったのか。



答 左側の扉が同じ月に墜下したことから、右側の扉が倒れてもプラットフォーム側には倒れず、ピット内に墜下するよう、ピット側に開いたままの状態を稼働させる対策を取っていた。その扉がなぜプラットフォーム側に倒れたのか、原因は裁判の争点となっており、民事、刑事の場で明らかになると考える。

(市有施設での死亡事故) ②遺族対応について

関 御遺族による提訴、訴訟の前段階であるが、遺族が市と面談して説

明を受けたのは事故後2か月以上経過してからのものである。そして、書面による説明も含めて、遺族にとっては知りたい情報の提供が不十分な状態であった。残念ながら全国で自治体が関与する死亡事故が発生しているが、遺族と面談を重ねる自治体もある。遺族対応が不十分だった。

答 事故直後、市長等がお悔やみに伺っている。また、御遺族側の質問に答える形で書面のやり取りをするなど、できる限り誠実に対応してきたが、遺族が市の対応を不誠実と感じておられるのであれば大変申し訳なく思う。市としては、警察の捜査に対しても全面的に協力することが重要と考え、事故原因等が早期に解明されるよう対応してきた。

関 私は、このたびの痛ましい事故のほかにも、市民から市役所とのトラブル案件について相談を頂くことがあるが、行政が市民に丁寧に寄り添えないこと

で大きなトラブルに発展する事例が多い。今後は、遺族に対してはもちろん、市民に寄り添った対応を願う。

(市有施設での死亡事故) ③事故調査について

関 深刻な事件や事故が発生した場合、多くの自治体では第三者委員会等を設けて調査し、経緯や対応策等をまとめた報告書を公表するが、市の対応は異なっている。

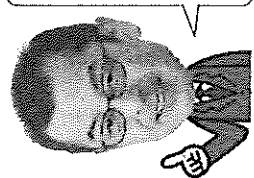
市域が市政始まって以来の不祥事と述べた2019年の留職議会事件では、70件以上の情報漏えいや、市の組織ぐるみの関与の疑念が不明なままで、いまだに議会や市民に事件の詳細が公表されていない。新潟市でも、2020年に留職議会事件が発覚したが、警察の捜査や裁判とは別に、内部調査ではあるが、原因究明チームを設置し、事件の動機や経緯を調査し報告書に記載した。昨年は、新潟県で留職議会事件が発覚したが、警察の捜査や裁判と

は別に内部調査を行い、公判での陳述も含めて経緯や動機、背景を公表した。柏崎市では昨年に消防士が訓練中に死亡したが、警察の捜査や裁判とは別に第三者委員会を設けて、事故の経緯や原因を公表した。このたびの事故でも第三者委員会を設け、調査報告書を公表すべきだった。

答 捜査権を持たない市が行う調査には限界がある。市としても事故後に現地確認や職員への聞き取りを行うなど、調査を実施したが、原因等の解明には至らなかった。事故原因などは司法の場で明らかにされていくものであり、引き続き警察の捜査に協力する。

関 他の自治体と比べると、市の対応は異なると言われるを得ない。遺族権がない調査に限界はあるが、重大な事件や事故が発生した場合には誠意ある対応が求められる。

警察や検察は様々な事情から刑事を全て捜査・起訴することは限らない。長岡市での留職議会事件で、情報漏えいがあったとされる多くの公共工事については調査・起訴されなかった。したがって、全客観時には市独自の調査が必要となる。



(議員との関わりについて)

関 3月議会での令和6年度予算案に対する賛成討論で、監理令制への対応が「市域側から会派全員に『職責資料館の移転に反対なら市長は今後応援しない』と言われたが、それに屈したわけでない」といった趣旨の発言をした。市長の提出議案を審議する議員に圧力や脅しをかけた感で、一三代表制の

根幹に関わる発言である。その後、市長サイドから否定的コメントはないが、発言内容は事実か。

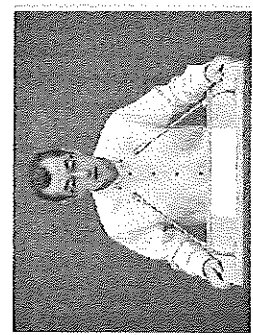
答 資料館の移転に関して多くの議員から様々な意見があり、各会派に説明し、一部の議員には個別に説明を行った。本事業の趣旨を理解いただきたことをお願いに加え、引き続き執行部と議員とで信頼関係を大切にしたいとの思いを伝えたものである。申し上げた言葉は定かでないが、誤解を招いたことは反省しており、申し訳なく思う。

関 執行機関と議会とで適正な関係をつくっていただきたい。

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

関 国が新潟県柏崎市、刈羽村に再稼働への理解を求めたことで、新たな局面に入った。

今日は、これまでの議論に続けて質問を行う。



(事前了解権について)

関 市が独自の事前了解権を求めない理由に「30㎞圏自治体の同意が必要」があったが、詳細を聞くと30㎞圏自治体への呼びかけや説得は行っており、他も理由も含めて理由として成り立っていない。

「東電に事前了解権つきの安全協定の締結を求めよう」とも述べられている。実現性がないことも理由として挙げられていた。市は国、県、事業者と関わり合いながら、再稼働確保、事業者の変更、安全協定の法的位置づけなど、様々な要求を行っている

が、これらは実現性があるとの判断で要請したのか。

答 これまでの要望は、実現性があるということとなく、原発に係る安全対策等を高めるために必要と判断し、求めてきたものである。市民の安全・安心を守るため、必要なことはしっかり求める。

関 了解権の獲得を目指すという理由と整合しない。市独自に事前了解権を獲得できれば、市長公約に従って市民の不安が解消されない場合に再稼働を止めることができる。市が独自に事前了解権の獲得を目指すべきだ。

答 表現性ではなく、求めていく。事前了解権ではなく、知事の聞き取りの中で、市民の思いが反映されるよう努力する。

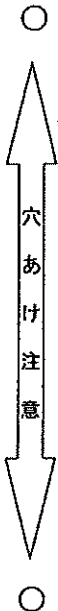
関 市が独自に事前了解権を獲得するほか、市長公約の実現性は高まる。現事は県内自治体の意向を聞くが、長岡市と同じ意見

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 30
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 印刷代	政 務 活 動 費 充 当 金 額 28,050 円	精 算 年 月 日 2025・4・3		

領収書等貼付欄

※ガソリ
料に係
額等の



領 収 証									
関 貴 志 様									
領収金額									円
上記金額	に含まれる消費税等								
	の内 相殺される額								
区分(0:現金)	現金	小切手	手形	振込					
摘 要	封筒代として								
上記金額正に領収致しました 厚く御礼申し上げます									
有限会社 大林 印刷 〒940-1164 新潟県長岡市南陽2丁目951番地9 TEL 0258-23-3571 FAX 0258-23-3570 連絡請求書発行事業者 登録番号 T8110002027106									

5,000部

令和6年12月2日

28,050円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。



＼家族構成等の変更があった場合はお手数でもお知らせ下さい／

持続可能な社会の実現
—広げよう長岡から—

長岡市議会議員

関たかし 事務所

〒940-0098 長岡市信濃2丁目

事務所TEL&FAX

E-mail:

<http://www.mynet.ne.jp/~sekitaka/>



政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 31
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 郵送代	政 務 活 動 費 充 当 金 額 ・135,984 円	精 算 年 月 日 2025・4・3		

領収書等貼付欄

領収書
関 貴志 様

〔別納引受〕
区内特別基（定） 21.0g
096 1,300通 ¥124,800
小 計 ¥124,800
郵便物引受合計通数 1,300通
課税計(10%) ¥124,800
(内消費税等(10%) ¥11,345)
非課税計 ¥0
△計 ¥124,800
お預り金額 ¥130,000
おつり ¥5,200

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2024年12月28日 11:47
発行No. 241228A7649 端N18箱21
連絡先：長岡郵便局
TEL:0570-943-512

62,400円(1/2)を支出

領収書
関 貴志 様

〔別納引受〕
区内特別基（定） 700通 ¥67,200
小 計 ¥67,200
郵便物引受合計通数 700通
課税計(10%) ¥67,200
(内消費税等(10%) ¥6,109)
非課税計 ¥0
△計 ¥67,200
お預り金額 ¥70,200
おつり ¥3,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2024年12月28日 12:39
発行No. 241228A1082 端P42箱11
連絡先：長岡西郵便局
TEL:0570-943-864

33,600円(1/2)を支出

領収書
関 貴志 様

〔別納引受〕
区内特別基（定） 21.0g
096 833通 ¥79,968
小 計 ¥79,968
郵便物引受合計通数 833通
課税計(10%) ¥79,968
(内消費税等(10%) ¥7,269)
非課税計 ¥0
△計 ¥79,968
お預り金額 ¥80,000
おつり ¥32

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年1月8日 10:37
発行No. 250108A4677 端N17箱31
連絡先：長岡郵便局
TEL:0570-943-512

39,984円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

が極めて少数でも知事の判断に市の意見が反映される見込みなのか。

問 自治体の意見が分かれて極めて少数派になるとの仮定の話には答えない。

問 原案の議論になると「仮定の話には答えない」と答弁するが、これまでに、原案に限らず様々な議案の中で仮定の質問への答弁は山ほどある。仮定の話に答えない理由は何か。

答 この件では自治体の取りまとめ手法が決まっていないことから、述べることはできない。

問 知事の判断に市の意見が反映されない場合もあるとの認識か。

答 正確性を欠くことは述べられない。了解権獲得の実現性と、知事の取りまとめに当市の意思を反映させる実現性は、後者のほうが高い。

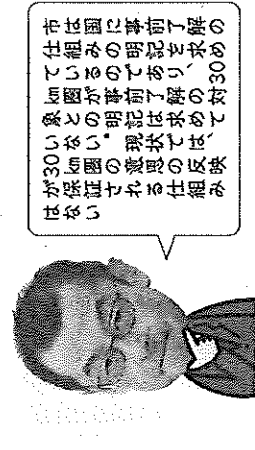
問 時間が迫ってきたので最後の質問に移る。

(エネルギー基本計画について)

問 知事が再稼働の判断を行う根拠は、国のエネルギー基本計画の「原発の再稼働を進める際には、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」との記述であると答弁があるが、「立地自治体等関係者」なので、立地自治体よりも広範囲での理解と協力が必要になるはずだ。地理的には、三条までか新発田までかこの問題はあるが、少なくとも原発の隣接や30km圏の自治体は、等関係者に入ると理解するのが当然だ。再稼働には長岡の理解と協力も必要と国に訴えるべきだ。

答 等関係者については明確な基準がない。柏崎刈羽においては、立地自治体の柏崎市・刈羽村・新潟県が立地自治体等関係者という形で進められている。事前に了解を得るべき自治体の規定がエネルギー基本計画にしかないのはおかしい。

なことで、制度上これを明記してほしいと国に述べている。もし国で議論される時には、長岡を含む30km圏市町村は、柏崎市・刈羽村と同等、あるいはそれに準じた形で条文中に規定されるべきと考える。そういう意味で、知事や国に30km圏の意向を強く受け止めるべきと伝えており、国も知事も理解していると感じている。そうした考えの下、知事とHPとの7市長とで防災対策の推進等を国に要望した。



市は国に事前了解の仕組みの明記を、求められているのであり、30km圏が事前了解の村象との明記は求めていない。現状では、30km圏の意思の反映が保証される仕組みはない。

4 2023年9月議会 2024年6月議会

総務委員会 などの発言

信濃川氾濫時の避難、議会基本条例の改定、インベション推進、移住推進、ヤングケアラー支援、就労困難者支援、教員の負担軽減、縄文文化・火焔土器活用、川口運動公園の活用、持続可能な行財政運営、職員研修、職生活活性化など

出前報告 日時を調整して頂ければ、来談に対応します。

バックチャージ HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

市政懇談会 日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00 場所：神明公民館（長岡市遠藤2丁目） 内容：自由な意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。

発行/関たかし事務所 E-mail: 関たかし Twitter: 関たかし

〒950-0098 長岡市遠藤2丁目 TEL.0258-32-0751 FAX

ホームページ: <http://www.sekitaka.net> (HPでも検索できます)



長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉

せきたか通信 27号

(2024年度)

持続可能な社会の実現 ~広げよう長岡から~

重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政、経済、政治改革

はじめに

国政も市政も おかしなことだらけ

① 市役所の統治に 大きな問題

近年、議会が中核市（※）が度々議論されたことから、市長は今年度中に中核市移行の是非を判断する調査報告を計上しており、予算審議では「中核市の効果や財政面も含めた課題の調査研究を行い、必要な情報が集まった時点で議会にも説明し、意見を聞きながら進める」と担当課長が説明しました。そして9月時点では今年度の調査はまだ行われていません。

そんな中、市長は本年6月議会で唐突に「中核市の実現に向けて取り組み」と表明し、その後の記者会見も「中核市移行を掲げた」と報道されました。また、「長岡市長いそだ達伸一」と表記された顔写真入りのパンフレットにも中核市への移行が宣言されています。

私は9月の総務委員会や行政（市役所）が中核市への移行を決めた理由を質問したところ、課長は「これから調査を行うので、行政としての方針は決まっていない」と答弁。しかし、市長は「行政の内部決定は行われていないが、中核市移行は私の思い」と答弁し、現状において市長が中核市移行を掲げることに問題はないとの認識を示しました。言うまでもなく、市長は行政のトップであり、予算の提出者です。市長が方針を公言するならば、行政内でも同一認識でまとめるべきではありません。逆に、行政内で方針が定まっていなければ、トップとして公言すべきではありません（突発的な事態への対応は別ですが）。内部調整や内部統治をせずに市長が自由に発言できる前例ができたことで、今後が大変心配です。

② 都合の悪いことは「見ない・言わない・聞かない」

本書の6ページに記載されているように、市有施設における死亡事故や官製談合事件では、第3者委員会等による調査は行われず、事故や事件の実態や経緯について市民や議会への報告がありません。また、これも本書を一読頂きたいのですが、議員の質問に役所側がまともに答えないことも常態化してしまいました。国政同様、誠実性が失われています。

③ 怒のない部屋・会派制

新会派が結成されたことで、私を含む会派無所属の4議員の控室（執務室）が怒のない部屋に移転しました。ちなみに、無所属以外の議員の執務室には怒がありません。

現在、市議会が会派制についての議論が始まりました。今回の部屋の問題の他にも、委員会の所属などの

全議員に因する事務について、無所属議員だけが意見を述べられない、協議に参加できないという非民主的な状態が25年も続いています。

同じ議員にもかかわらず「無所属議員の意見は聞く必要なし」との状態が改められない議会は、多様な市民一人ひとりの声を聞くことができないのでしょうか。「〇〇の市民の声を聞くが、△△の市民の声は聞かない」と市民を差別して物事を決定する議会になってはなりません。

（※ 中核市：20万人の人口要件を満たした都市が指定を受けることができ、保健所の設置等の権限移譲が行われる。メリットとデメリットがあると考えられており、要件を満たしても中核市に移行しない都市もある）

一般質問 野言

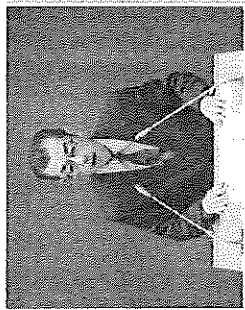
1 2023年
12月議会

柏崎刈羽原発の
再稼働問題について

関 福島原発事故後、原発の防災区域が原発から30km(30キロ)に拡大し、市の大半が含まれ、避難計画の策定義務を負った。国は、新規制基準に適合した原発は地元の同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示しておらず、柏崎刈羽原発は、既に国の基準範囲に適合した。東京電力は立地自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)の同意を得た上で、柏崎刈羽原発6、7号機を再稼働すると表明しており、長岡市には同意を求めない方針だ。知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと公約しており、再稼働の是非を判断す

る際には、県内市町村の意見を聞く方針である。磯田市長は、「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と選挙で公約したが、市は再稼働に同意が必要となる事前了解権を有しておらず、求めてもないことから、市民の不安が解消されない状態での再稼働を止める手段がなく、公約実現の道筋は不明瞭である。

私は、核燃料サイクルと避難計画の策定義務を負った長岡市には事前了解権が必要と訴えてきた。この間、茨城県東海第二原発では、30km圏自治体が電力事業者と事前了解権付き安全協定を



締結、鳥核原発では30km圏自治体が事前了解を求める知事と意見を交わすことで、事前了解権に準じた仕組みを構築し、30km圏自治体の了解なくして再稼働できない原発が存在している。新潟日報による市政の特集記事で「原発対応に関しては市長の本気度が問われる局面が続く」と総括されていたが、議論すればするほど、市長の公約が実行されるのか、実行する強い意思はあるのかとの疑問が広がる。

基本方針
①発電事業者について

関 市長は6月議会で、再稼働議論を始める大前提として以下の4つの基本方針を示した。①不適切な事業を繰り返す東電の現状を受け止め、国が責任を持つ体制を構築すること。②避難対策として道路整備等を行うこと。③原子炉の集積リスクを減らすため、例えば1-5号機の廃炉等の方針を示すこと。④リスク

と不安だけを負わされる今の仕組みを根底から受け入れられないこと。

まず、東電について伺う。同時期の記者会見において、市長は東電以外の発電体制を考えたほうがよいと発言している。基本方針と異なるが、どのように受け止めればよいのか。

答 基本方針も議員も現行の東電では市民の信頼は得られないとの認識を示したものである。

関 東電以外の事業者を求めるのか、国が責任を持つ体制を求めるのかは大きな違いだ。市の方針はどちらか。

答 不適切事業を繰り返す東電に対する市民の不信任の高まりを代弁したものであり、現行のままの東電では市民の信頼を得られないというところだ。

関 不明確なのが改めて議論する。



基本方針 ④リスクと不安だけを負わされる仕組みについて

関 リスクと不安だけを負わされる仕組みとは、具体的に何が。

答 30km圏自治体が、原千力災害時に屋内避難や一時移転などを求められている状況を指す。

関 リスクや不安と釣り合うような便益とあると思う。リスクと不安の対になるものは何か。

答 他県では、発電された電気がその県へ供給されるが、本県は異なることから、リスクと不安だけがある。

関 電気の供給が必要との考えは理解した。

基本方針 ③市の判断との関連について

関 確認だが、基本方針が満たされない限り、再稼働議論に応じないことでしょうか。また、知事が再稼働に対する県内市長の意

見を聞く際に、4項目が未達成であれば市は反対との理解でよいのか。

答 再稼働のいかんにかかわらず、国が前面に立ち早急に対応すべき課題として4項目を示した。

関 質問に答えていない。再審弁を求める。

答 再稼働にかかわらずと答弁している。リスクを最小限に抑えるために今やるべきことに取り組んでいただくとの趣意で述べたので、議論が始まるのであれば当然始まる。

関 市は基本方針が満たされなくとも再稼働議論を行うのか。また、市が再稼働の判断を下すときには、4項目も判断基準になるのか。

答 4項目が今後の議論のポイントになるが、再稼働に反対・賛成の条件と受け取られることを現時点で述べるのは適切でない。

関 何のための基本方針なのか不透明だ。

事前了解権
①東電との関係について

関 市が事前了解権を求めない理由の1つは「立地自治体の理解が必要」であった。以前の質問では「新潟県から事前了解権獲得に反対されている」と「柏崎市、刈羽村の考えは確認していない」との答弁があり、事前了解権を求めない理由が崩れてきた。本日は東電との関係について伺う。

昨年、市長は「事前了解権の要・不要については、事前了解権を求めることが現実的かどうか、それは求めて得られるのかとの問題もある」と発言し、原子力安全対策委員会は「立地自治体との関係性を重視する東電が、その他の自治体に事前了解権を与えるということは、再稼働のハードルを上げることであり難しいと思われる。少なくとも、立地自治体の理解やJPN自治体が共通認識でまとまる状況にならなければ難しい」



と答弁した。東電が「長岡市には事前了解権を与えない」と言ったのか。

答 東電の正式見解ではないが、事務担当者の意見交換において、例えば「話として事前了解権を話した際に難しい」との認識だった。なお、県内市町村からも事前了解権を求める声は上がっていない。

関 東電は「県民の信頼を一から築き上げる」と公言しており、行動指針にも「地元や関係者の信頼を築く」とある。正真正正に東電の見解を求めるべきだ。

答 東電が県民の信頼を得るために動いている

のは、再稼働するための頑張りであって、再稼働のハードルを上げる事前了解権は認めないと考えている。少なくとも条件や環境が整わない限り、東電に見解を求めるのは難しい。

関 市が、東電は再稼働のハードルを上げることはしない組織と既に認識していることは問題だ。東電は、地元の信頼を得るためにはどんなハードルでも越えるとの姿勢を示すべきだ。時間が迫っているので次に進む。

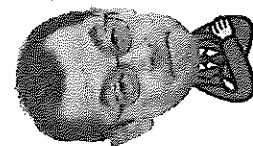
事前了解権 ②30km圏自治体のまとまりについて

関 事前了解権を求める理由として「30km圏自治体がまとまっていらない」との答弁も繰り返されている。まとまらなければ東電との間での了解権の獲得が難しい理由は何か。

答 東電との安全協定は長岡単独で結んだので

なく、県内市町村で足並みをそろえて同じ協定を結んだ背景があるからである。

足並みをそろえた背景はあるが、協定は個々の自治体と東電の間で結ばれているので、それ以外の自治体で個別に対応できる



関 原発に対して磯田市長は強硬な態度で公約している30km圏自治体は少ない。厳しい方針を示さなければ、他の自治体に市長が寄り添うのではなく、30km圏自治体を説得して、まとまって事前了解権獲得に向かう努力が必要と考えるが、そのような説得は行ったのか。

答 市は知事の聞き取りの中で市の思いを反映するよう努める。事前了解権や同意を得る仕組みは、国において議論を行い、

国の法体系で整備されるべきだ。事前了解権について説得することは考えていない。

問 市が東電に事前了解権を求めない理由には納得できない。

(市民の不安の把握について)

問 9月議会で、市が再稼働の判断をする際に「市民の不安の把握は市議会の意見を基本として判断する」との答弁があり、私は「議会だけでは不十分」と述べた。市では、議会ではなく市民に公約している。また、「市が東電表示する際には市民や議会の意向を踏まえて知事に対して市の強い思いをしっかりと届ける」との答弁も繰り返されていることから、市民の不安の把握は直接市民に問われる必要がある。

答 国や県の住民説明会等で出た市民の声などを聞いた上で、二元代表制である議会と十分な議論を行って把握する。

問 不十分な答弁だが、訪問が迫っているため最後の質問に移る。

(公約実現の本気度について)

問 市の再稼働に対する判断を知事の判断に反映される方針であるが、知事は県内市町村の意見を聞くことから、市の判断が反映されるのは疑問だ。この方針ならば、最根原案の事例のように、知事と市で覚書などを交わす必要がある。知事の判断への反映や公約の実現に向けた意欲を総務委員会で質問したところ「30自治体の意向を重く受け止めてもらうよう知事と協議したい」としながらも「相手のある話なので、一方的というより協議関係の中で協議する」との、本気度が伝わらない答弁だった。知事の判断に反映させる決意、必ず公約を実現するとの意欲について伺う。

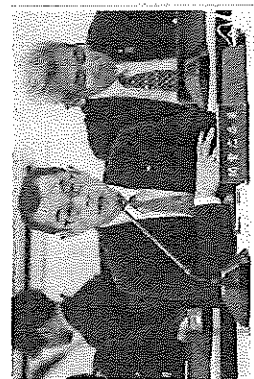
答 再稼働いかににかかわらず、防災対策等の向上に取り組む、市民の安

全・安心確保に全力を尽くす。



(相崎刈羽原発の再稼働問題について)

問 知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問う。信の問う方は県民事選挙か住民投票と考えられるが、県議会の同意も状況であることが示され、



県民が直接意思表示できない可能性も出てきた。また、県内市町村の意見を聞いたうえで知事が再稼働の是非を判断する際に、知事が長岡市の判断だけを尊重するとは考えられず、再稼働に向けての動きが加速する中で、市長公約を実行する手段の確立が大きな問題となっている。

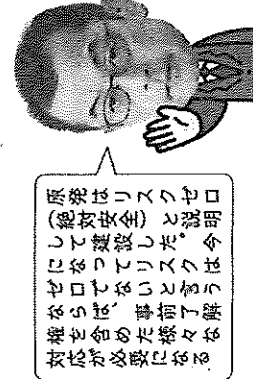
(4つの基本方針と再稼働判断について)

問 昨年、市の基本方針について「議論の糸口になるが、再稼働の反対や賛成の条件を受け取れることを述べるのは適切でない」との答弁があった。4項目が満たされない状態で市長が再稼働に賛成することもあるのか。

答 再稼働のいかににかかわらず、早急に国から4項目に取り組んで欲しい。能登半島地震を受けた新たな知見を踏まえて、原発に関する課題が解決されない限り再稼働の議論は始めるべきでない。

問 市が再稼働の是非を判断する時点で4項目が実行されていない場合は、当然に再稼働に反対せざるを得ないと考ええる。再答弁を求める。

答 再稼働に同意・不同意の判断は、当然市民や議会の意見を踏まえて行い、4項目はその際の議論のポイントになる。4項目については少なくとも前に進めていただきたい。リスクゼロは非現実的だが、許容可能な範囲までリスクを下げるために要請していく。その上での総合的な判断になる。

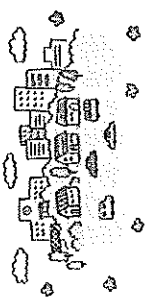


(事前了解権①地元の範囲について)

問 国は、地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示されていない。原発が過酷事故を起こした場合でも長岡市市民は同意には賛成せず県内県外（自治体等）し、一定程度の距離を覚悟しなければならぬ。その後、遠方に避難する可能性もあり、戻ってこられるかわからない以上、長岡は地元と考えられ、市の認識は。

答 市は国から防災対策の構築が求められるLPZであることから、原発の防災対策等の充実に全力を尽くす。

問 国は長岡は地元であるとの認識が、端的な答弁を求める。



答 原発における一般的な地元は、相崎刈羽の場合、立地自治体の新潟県、相崎市、刈羽村になる。県が地元なので長岡市も地元との意味で昨年に答弁した。地元の定義がないので、長岡が単独で地元かどうかは関係なく、相崎市や刈羽村と同様に、しっかりと安全対策等を講ずる必要がある地域だ。

問 地元と言い切れないことは問題だ。福島原発事故以前であれば、立地自治体が地元との理解でよかったのかもしれないが、状況は大きく変わった。国・県・事業者との折衝では、地元がどちらかが大きな違いになる。国・県・事業者との間で、長岡も地元との共通認識を持つような協議をしないのか。

答 議員は地元という言葉にこだわっている。地元であると答弁したら、「だったら事前了解権が必要」と展開したいのだろうが、そこを切り分けて、知事は地元として同意を求め

られるので、知事にしっかりと訴えていく。

問 地元の定めはないのだから、市としての主張ができるはずだ。後段で知事との関係性も含めて質問する。

(事前了解権について②国の状況について)

問 昨年「事前了解権や同意を得る仕組みは、国で議論を行い、国の法体系で整備されるべき」との答弁があった。市は以前に、自治体と電力事業者で締結している安全協定の法的位置づけを国に要望したが、全く返答がない。「了解権については国で議論が行われ、法体系で整備される見込みがあるのか。

答 国で検討する見込みがあり、及び検討状況は不明である。

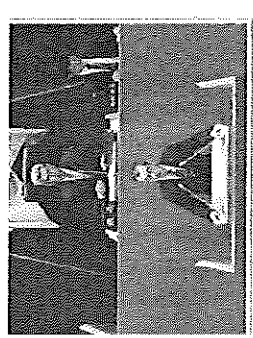
問 それでは、法体系で整備するよう国に要請すべきだ。

答 事前了解権の国への要望でなく、本市の意向が知事の判断に反映され

るよう努力する。

(事前了解権③知事の権限について)

問 市独自に事前了解権を要請すべきとの議論の中で、「事前了解権や地元同意の規定は法的に明文化されておらず、立地自治体の安全協定にも明記されていない。事前了解権という権限は存在しない」との答弁が繰り返されている。これに関しては、市も知事も同じ立場だが、市が頼るところとしている知事は何の権限で再稼働の是非を判断するのだろうか。



答 国のエネルギー基本計画に「原発の再稼働を進める際には、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」と明記されていることが根拠である。

問 権限の根拠が明らかになつたので、この件に関しても引き続き議論する。

(市民の不安の把握について)

問 市は市民の不安を「国・県・事業者の説明会等や出た市民の声を聞いた上で、議会や議論を行って把握する」と述べているが、説明会での市民の風は、そこに出席した出席者で市民の風であり、国・県・事業者の説明会に対するものであるから、市民の不安を把握するには不十分だ。市民アンケートや市独自の説明会を行って把握すべきだ。

答 市主催の説明会やアンケートなどを行う手

定はないが、市民の思いを直接伝えることができるよう、県に対し県庁での公聴会等の開催を求める。市民の意見集約に当たっては、市議会の意見は市民の意向を把握する上でも重いものがある。



市長の政治姿勢について

(市有施設での死亡事故) ①事故概要について

岡 2022年11月25日、こみ処理施設において、運搬管理業務委託事業者の社員が作業中に亡くなる事故が発生した。市の施設において37歳という若さで亡くなったことは残念でならない。御遺族からの要請を受けて面談した私は、深い悲しみに暮れる遺族にお悔やみの言葉を述べ

るのが精いっぱいであった。いまだに市から事故の詳細は公表されず、遺族は市の対応に憤慨しておられ、本件は民事訴訟が提訴され、刑事訴訟が告訴されている。

事故状況については、2022年12月の産業市民委員会で、市から極めて簡略な説明があったのみである。死亡状況の分かる事故概要を聞かせてほしい。

答 亡くなった方の方の御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族には心からお悔やみ申し上げます。事故は、午前4時50分頃、施設内のプラットフォームで、事業者の社員がこみをピットに重機で投入する作業中に、倒れてきたピット右側の扉の下敷きとなったものである。扉が倒れた原因等については、警察の捜査が行われている。

岡 亡くなった方は警察関係になつておいて、反対側の扉も同月11月初旬に落下していたと聞いていますが、そのような事実はあったのか。



答 左側の扉が同じ月に落下したことから、右側の扉が倒れてもプラットフォーム側には倒れず、ピット内に落下するよう、ピット側に開いたままの状態を稼働させる対策を取っていた。その扉がなぜプラットフォーム側に倒れたのか、原因は裁判の争点となっており、民事、刑事の場で明らかになると考える。

(市有施設での死亡事故) ②遺族対応について

岡 御遺族による提訴、告訴の前段階であるが、遺族が市と面談して説

明を受けたのは事故後2か月以上経過してからの1回のみである。そして、書面による説明も含めて、遺族にとっては知りたい情報の提供が十分な状態であった。残念ながら全国で自治体が関与する死亡事故が発生しているが、遺族と面談を重ねる自治体もある。遺族対応が不十分だった。

答 事故直後、市長等がお悔やみに伺っている。また、御遺族側の質問に答える形で書面のやり取りをするなど、できる限り誠実に対応してきたが、遺族が市の対応を不誠実と感じておられるのであれば大変申し訳なく思う。市としては、警察の捜査に対しては全面的に協力することが重要と考え、事故原因等が早期に解明されるよう対応してきた。

岡 私は、このたびの痛ましい事故のほかに、市民から市役所とのトラブル案件について相談を頂くことがあるが、行政が市民に丁寧に寄り添えないこと

で大きなトラブルに発展する事例が多い。今後は、遺族に対してはもとろん、市民に寄り添った対応を願う。

(市有施設での死亡事故) ③事故調査について

岡 深刻な事件や事故が発生した場合、多くの自治体では第三者委員会等を設けて調査し、経緯や対応策等をまとめた報告書を公表するが、市の対応は異なっている。

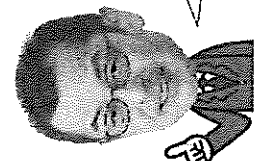
市長が市政始まって以来の不祥事と述べた2019年の倉敷総合事件では、70件以上の情報漏えいや、市の組織ぐるみの関与の疑念が不明なまま、いまだに議会や市民に事件の詳細が公表されていない。新潟市でも、2020年に倉敷総合事件が発覚したが、警察の捜査や裁判とは別に、内部調査ではあるが、匿名の明チームを設置し、事件の動機や経緯を調査し報告書に記載した。昨年は、新潟県で倉敷総合事件が発覚したが、警察の捜査や裁判と

は別に内部調査を行い、公判での供述も含めて経緯や動機、背景を公表した。柏崎市では昨年に消防士が訓練中に死亡したが、警察の捜査や裁判とは別に第三者委員会を設けて、事故の経緯や原因を公表した。このたびの事故でも第三者委員会を設置し、調査報告書を公表すべきだった。

答 捜査権を持たない市が行う調査には限界がある。市としても事故後に現地確認や職員への聞き取りを行うなど、調査を実施したが、原因等の説明には至らなかった。事故原因などは司法の場等で明らかにされていくものであり、引き続き警察の捜査に協力する。

岡 他の自治体と比べると、市の対応は異常と書かれるを得ない。捜査権がない調査に限界はあるが、重大な事件や事故が発生した場合には誠意ある対応が求められる。

警察や検察は様々な事情から隠事を全て捜査、起訴するとは限らない(長岡市での官製談合事件でも情報漏えいがあったとされている。また、多くの公共工事については捜査、起訴されなかった)。したがって、完全な説明には市独自の調査が必要となる。



(議員との関わりについて)

岡 3月議会での令和6年度予算に対する賛成討論で、豊岡市和らぐの岡元夫議員が「市最前から会派全員に『被災者支援の移転に反対なら市長は今後応援しない』と言われたが、それに屈したわけでない」といった趣旨の発言をした。市長の提出議案を賛成する議員に圧力や脅しをかけた疑念で、二三代表制の

根幹に関わる発言である。その後、市長サイドから否定のコメントはないが、発言内容は事実か。

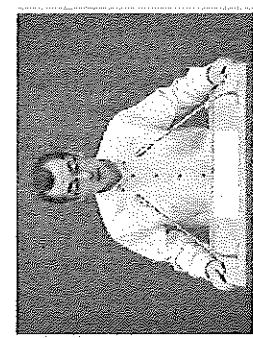
答 資料館の移転に関し、多くの議員から様々な意見があり、各会派に説明し、一部の議員には個別に説明を行った。本事業の趣旨を理解いただきたいとのお願いに加え、引き続き執行部と議員とで信頼関係を大切にしたいとの思いを伝えたものである。申し上げた言葉は定かでないが、誤解を招いたことは反省しており、申し訳なく思う。

岡 執行機関と議会とで適正な関係を築くことについていただきたい。

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

岡 国が新潟県、柏崎市、刈羽村に再稼働への理解を求めたことで、新たな局面に入った。

本日は、これまでの議論に続けて質問を行う。



(事前了解権について)

岡 市が独自の事前了解権を求めない理由に「30市国自治体の同意が必要」があったが、詳細を聞くと30市国自治体への呼びかけや説明は行っており、他も理由も含めて理由として成り立っていない。

「東電に事前了解権つきの安全協定の締結を求めない」という現実性がないことも理由として挙げている。市は国県、事業者と会うことは言うものの姿勢から、避難経路確保、事業者の改善、安全協定の法的位置づけなど、様々な要求を行っている

が、これらは実現性があるとの判断を要求したのか。

答 これまでの要請は、実現性があるということなく、原発に係る安全対策を高めるために必要と判断し、求めてきたものである。市民の安全・安心を守るため、必要なことはしっかり求める。

岡 了解権の獲得を目指すという現実性がないという理由と整合しない。市独自に事前了解権を獲得できれば、市長公約に従って市民の不安が解消されない場合にも再稼働を止めることができる。市が独自に事前了解権の獲得を目指すべきだ。

答 実現性ではなく、必要と判断したものを求めていく。事前了解権でなく、知事の聞き取りの中で市の思いが反映されるよう努力する。

岡 市が独自に事前了解権を獲得するほうが、市長公約の実現性は高まる。東電は県内市長の意向を聞くが、豊岡市と同じ意見

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 32
☐ 調査研修(研究)費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 郵送代	政務活動費充当金額 35,189 円	精 算 年 月 日 2025・4・3		

領収書等貼付欄

領収書

関 貴志 様

〔別納引受〕
区内特別基(定) 20.5g
096 106通 ¥10,176

小 計 ¥10,176

第一種定形 21.0g
0110 35通 ¥3,850

小 計 ¥3,850

郵便物引受合計通数 141通
課税計(10%) ¥14,026
(内消費税等(10%) ¥1,275)
非課税計 ¥0

合計 ¥14,026
お預り金額 ¥14,030
おつり ¥4

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 1月 8日 11:14
発行No. 250108A8877 端N70箱01
連絡先: 来迎寺郵便局
TEL: 0258-92-2050

7,013円(1/2)を支出

領収書

関 貴志 様

〔別納引受〕
区内特別基(定) 21.5g
096 486通 ¥46,656

小 計 ¥46,656

郵便物引受合計通数 486通
課税計(10%) ¥46,656
(内消費税等(10%) ¥4,241)
非課税計 ¥0

合計 ¥46,656
お預り金額 ¥50,000
おつり ¥3,344

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 1月 8日 12:41
発行No. 250108A7118 端N42箱03
連絡先: 長岡西郵便局
TEL: 0570-943-864

23,328円(1/2)を支出

領収書

関 貴志 様

〔別納引受〕
区内特別基(定) 21.0g
096 101通 ¥9,696

小 計 ¥9,696

郵便物引受合計通数 101通
課税計(10%) ¥9,696
(内消費税等(10%) ¥881)
非課税計 ¥0

合計 ¥9,696
お預り金額 ¥10,006
おつり ¥310

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 1月 8日 13:16
発行No. 250108A2383 端N62箱01
連絡先: 与板郵便局
TEL: 0258-72-2001

4,848円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

が極めて少数でも知事の判断に市の意見が反映される見込みなのか。

答 自治体の意見が分かれて極めて少数派になるとの仮定の話には答えられない。

問 原案の議論になると「仮定の話には答えない」と答弁するが、これまでに、原案に限らず様々な議案の中で仮定の質問への答弁は山ほどある。仮定の話に答えられない理由は何か。

答 この件では自治体の取りまとめ手法が決まっていなことから、述べることはできない。

問 知事の判断に市の意見が反映されない場合もあるとの認識か。

答 正確性を欠くことは述べられない。了解権獲得の実現性と、知事の取りまとめに当市の意思を反映させる表現性は、後者のほうが高い。

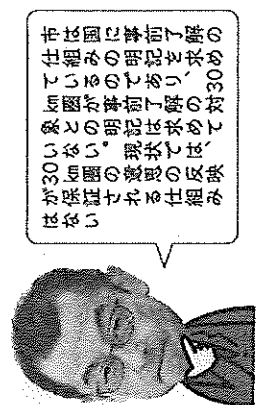
問 時間が迫ってきたので最後の質問に移る。

(エネルギー基本計画について)

問 知事が再稼働の判断を行う根拠は、国のエネルギー基本計画の「原発の再稼働を進める際には、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」との記述であるとの答弁があった。立地自治体等関係者」なので、立地自治体よりも広範囲での理解と協力が必要になるはずだ。地理的には、三条までか新発田までかこの問題はあるが、少なくとも原発の隣接や30km圏の自治体は、等関係者に入ると理解するのが当然だ。再稼働には長岡の理解と協力も必要と国に訴えるべきだ。

答 等関係者については明確な基準がない。柏崎刈羽においては、立地自治体の柏崎市・刈羽村・新潟県が立地自治体等関係者という形で進められている。事前に了解を得るべき自治体の規定がエネルギー基本計画にしかないのはおかしい。

なことで、制度上これを明記してほしいと国に述べている。もし国で議論される時には、長岡を含む30km圏市町村は、柏崎市・刈羽村と同等、あるいはそれに準じた形で案文に規定されるべきと考える。そういう意味で、知事や国に30km圏の意向を強く受け止めるべきと伝えており、国も知事も理解していると感じている。そうした考えの下、知事とUPZの7市長とで防災対策の推進等を国に要望した。



市は国に事前了解の仕組みの明記を求めているのであり、30km圏が事前了解の対象との明記は求めていない。現状では、30km圏の意向の反映が保証される仕組みはない。



4 2023年9月議会 2024年6月議会

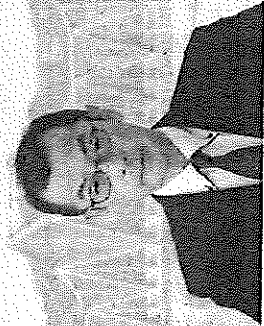
総務委員会 ほとんどの発言

徳島川氾濫時の避難、議会基本条例の改定、1人ベシヨンの推進、移住推進、ヤングケアラー支援、就労困難者支援、教員の負担軽減、縄文文化・火船工器活用、川口運動公園の活用、持続可能な財政運営、職員研修、議会活性化など。

出前報告
日時を調整して頂ければ、来談に対応します。

バックナンバー
HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

市議会議員会
日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。



せきたか通信 27号 (2024年度)

長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉

持続可能な社会の実現 ~広げよう長岡から~

重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、経済、政治改革

はじめに
国政も市政も おかしなことだらけ

① 市役所の統治に 大きな問題

近年、議会でも中核市(一)が度々議論されたことから、市長は今年度中に中核市移行の是非を判断する調査費を計上しており、予算審議では「中核市の効果や財政面も含めた課題の調査研究を行い、必要な情報が集まった時点で議会にも説明し、意見を聞きながら進める」と担当副市長が説明しました。そして9月時点では今年度の調査はまだ行われていません。

そんな中、市長は本年6月議会で唐突に「中核市の実現に向けて取り組み」と説明し、その後の記者会見も「中核市移行を掲げた」と報道されました。また、「長岡市長いそだ道伸」と表記された顔写真入りのパンフレットにも中核市への移行が宣言されています。

私は9月の総務委員会や行政(市役所)が中核市への移行を決めた理由を質問したところ、副市長は「これから調査を行うので、行政としての方針は決まっていない」と答弁。しかし、市長は「行政の内部決定は行われていないが、中核市移行は私の思い」と答弁し、現状において市長が中核市移行を掲げることに問題はないとの認識を示しました。

言うまでもなく、市長は行政のトップであり、予算の提出者です。市長が方針を公言するならば、行政内部でも同一認識でまとめるべきではありません。逆に、行政内部で方針が定まっていなければ、トップとして公言すべきではありません(突発的な事態への対応は別ですが)。内部調整や内部統制をせずに市長が自由に発言できる前例ができたことで、今後が大変心配です。

② 都合の悪いことは「見ない・言わない・聞かない」

本書のページに記載しているように、市有施設における死亡事故や官製競合事件では、第三者委員会等による調査は行われず、事故や事件の実態や経緯について市民や議会への報告がありません。また、これも本書を二重取りしたいのですが、議員の質問に役所側がまともに答えないことも前例化してしまいました。国政同様、誠実性が失われています。

③ 怒らない部屋・会派制

新会派が結成されたことで、私を含む会派無所属の4議員の控室(執務室)が怒らない部屋に移転しました。ちなみに、無所属以外の議員の執務室には窓がありません。

現在、市議会でも会派制についての議論が始まりました。今回の部屋の問題の他にも、委員会の所属などの

全議員に関係する事柄について、無所属議員だけが意見を述べられない、協議に参加できないという非民主的な状態が25年も続いています。

同じ議員にもかかわらず「無所属議員の意見は聞く必要なし」との状態が改められない議会は、多様な市民一人ひとりの声を聞くことができないのでしょうか。「〇〇の市民の意見は聞くが、△△の市民の意見は聞かない」と市民を差別して物事を決定する議会になつてはなりません。

(※ 中核市:20万人の人口要件を満たした都市が指定を受けることができ、基礎的施設等の最低基準が行われる。メリットとデメリットがあると考えられており、要件を満たして中核市に移行しない都市もある)

一般質問 阿たかし

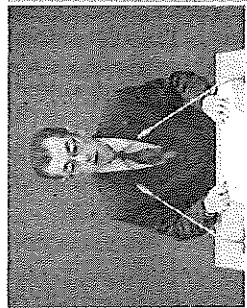
1 2023年
12月議会

柏崎刈羽原発の 再稼働問題について

問 福島原発事故後、原発の防災区域が原発から30㎞(JPR)に拡大し、市の大井が含まれ、避難計画の決定義務を負った。国は、新規制基準に適合した原発は地元の同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示しておらず、柏崎刈羽原発は、既に国の基準範囲に適合した。東京電力は立地自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)の同意を得た上で、柏崎刈羽原発6・7号機を再稼働すると表明しており、長岡市には同意を求めない方針だ。知事は、再稼働の是非を判断して県民の意を問うと公約しており、再稼働の是非を判断す

る際には、県内市町村の意見を聞く方針である。磯田市長は、「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と選挙で公約したが、市は再稼働に同意が必要となる事前了解権を有しておらず、求めていることが、市民の不安が解消されない状態での再稼働を止める手段がなく、公約実現の道筋は不明瞭である。

私は、柏崎刈羽と避難計画の策定義務を負った長岡市には事前了解権が必要と訴えてきた。この間、茨城県の実地第三原発では、30㎞圏自治体が電力事業者と事前了解権付き安全協定を



締結、豊後原発では30㎞圏自治体が事前了解を求められる現場と実感を交わすことで、事前了解権に準じた仕組みを構築し、30㎞圏自治体の了解なくして再稼働できない原発が存在している。新潟日報による市政の特集記事で「原発対応に関しては市長の本気度が問われる局面が続く」と総括されていたが、議論すればするほど、市長の公約が実行されるのか、実行する強い意思はあるのかとの疑問が広がる。

(基本方針 ①発電事業者について)

問 市長は6月議会で、再稼働議論を始める大前提として以下の4つの基本方針を示した。①不適切な事業を繰り返す東電の現状を受け止め、国が責任を持つ体制を構築すること。②避難対策として道路整備等をする。③原子力の集中リスクを避けるため、例えば1号機の廃止等の方針を示すこと。④リスク

と不安だけを負わされる今の仕組みは市民にとって受け入れられないこと。

まず、東電について伺う。同時期の記者会見において、市長は東電以外の発電体制を考えたほうがよいと発言している。基本方針と異なるが、どのように受け止めればよいのか。

答 基本方針も会見も現行の東電では市民の信頼は得られないとの認識を示したものである。

問 東電以外の事業者を招く体制を求めるのは大きな違いだ。市の方針はどちらか。

答 不適切な事業を繰り返す東電に対する市民の不信感の重なりを代弁したものであり、現行のままの東電では市民の信頼を得られないということだ。

問 不明確なので改めて議論する。



(基本方針 ②リスクと不安だけを負わされる仕組みについて)

問 リスクと不安だけを負わされる仕組みは、具体的に何なのか。

答 30㎞圏自治体が、原子力災害時に屋内避難や一時移転などを求められている状況を指す。

問 リスクと不安と釣り合うようなメリットとデメリットを指摘している。リスクと不安の対になるものは何か。

答 他県では、発電された電気がその県へ供給されるが、本県は異なることから、リスクと不安だけがある。

問 電気の供給が必要との考えは理解した。

(基本方針 ③市の判断と同意について)

問 確認だが、基本方針が示した限り、再稼働議論に陥らなければよいのか。また、知事が再稼働に対する県内市長の意

見を聞く際に、4項目が未達成であれば市は反対との理解でよいのか。

答 再稼働のいかんにかかわらず、国が前面に立ち昇るに付すべき課題として4項目を示した。

問 質問に答えていない。再答弁を求める。

答 再稼働にかかわらずと答弁している。リスクを最小限に抑えるために今やるべきことに取り組んでいただくとの趣旨で述べたので、議論が始まるのであれば当然始まる。

問 市は基本方針が満たされなくとも再稼働議論を行うのか。また、市が再稼働の判断を下すときには、4項目も判断基準になるのか。

答 4項目が今後の議論のポイントになるが、再稼働に反対・賛成の条件と受け取られることを現時点で述べるのは適切でない。

問 何のための基本方針なのか不透明だ。

(事前了解権 ①東電との関係について)

問 市が事前了解権を求めない理由の1つは「立地自治体の理解が必要」であった。以前の質問では「新潟県から事前了解権獲得に反対されてはいない」「柏崎市、刈羽村の考えは確認していない」との答弁があり、事前了解権を求めない理由が崩れてきた。本日は東電との関係について伺う。

昨年、市長は「事前了解権の要・不要については、事前了解権を求めることが現実的かどうか、それは求めて得られるのかとの問題もある」と発言し、原子力安全対策室長は「立地自治体との関係性を重視する東電が、その他の自治体に事前了解権を与えるということとは、再稼働のハードルを上げることであり難しい」と懸念する。少なくとも、立地自治体の理解やJPR自治体が共通認識でまとまる状況にならなければ難しい。



と答弁した。東電が「長岡には事前了解権を与えない」と言っていたのか。

答 東電の正式見解ではないが、事務担当者の意見交換において、例えばの話として事前了解権を話した際に「難しい」との見解だった。なお、県内市町村からも事前了解権を求める声は上がっていない。

問 東電は「県民の信頼を一から築き上げる」と公言しており、行動指針にも「地元と関係者の信頼を築く」とある。正式に東電の見解を求めるべきだ。

答 東電が県民の信頼を得るために動いている

のは、再稼働するための頑張りであって、再稼働のハードルを上げる事前了解権は認めないと考えている。少なくとも条件や環境が整わない限り、東電に理解を求めるのは難しい。

問 市が、東電は再稼働へのハードルを上げることはしない組織と既に認識していることは問題だ。東電は、地元の信頼を得るためにはどんなハードルでも越えるとの姿勢を示すべきだ。時間が迫っているのでは次に進む。

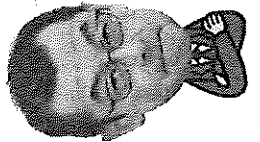
(事前了解権 ②30㎞自治体のまともについて)

問 事前了解権を求めない理由として「30㎞自治体がまともでない」との答弁も繰り返されている。まともなはずがよいが、各々の自治体がそれぞれの考えで検討すべきである。まともなければ東電との関わり方の理解の獲得が難しい理由は何なのか。

答 東電との安全協定は長岡市だけで結んだので

なく、県内市町村で足並みをそろえて同じ協定を結んだ背負があるからである。

足並みをそろえた背景はあるが、協定は個々の自治体と東電の間で結ばれているので、それぞれ自治体で個別に対応できる



問 原発に対して越田市長はとらえ方によって公約している30㎞圏意欲はしない。厳しい方針を打ちながら他の市長に市長が寄り添うのではなく、30㎞圏意欲を説得して、まともな事前了解権獲得に向かう努力が必要と考えるが、そのような説得は行ったのか。

答 当市は知事の聞き取りの中で市の思いを反映するよう努める。事前了解権や同意を得る仕組みは、国において議論を行い、

国の法体系で整備されるべきだ。事前了解権について説得することは考えていない。

問 市が再稼働に事前了解権を求めない理由には納得できない。

市民の不安の把握について

問 9月通電で、市が再稼働の判断をする際に「市民の不安の把握は市議会の意見を基本として判断する」との答弁があり、私は「議会だけでは不十分」と述べた。市長は、議会ではなく市民に公約している。また、「市が賛否表示する時には市民や議会の意向を踏まえて知事に対して市の強い思いをしっかりと届ける」との答弁も繰り返されていることから、市民の不安の把握は直接市民に関わける必要がある。

答 国や県の住民説明会等でも出た市民の声を聞いた上で、二元代表制である議会と十分な議論を行って把握する。

問 不十分な答弁だが、時間が迫っているため最後の質問に移る。

公約実現の本気度について

問 市の再稼働に対する判断を知事の判断に反映させる方針であるが、知事は県内市町村の意見を聞くことから、市の判断が反映されるのか疑問だ。この方針ならば、豊後原発の事例のように、知事と市で覚悟などを交わす必要がある。知事の判断への反映や公約実現に向けた意欲を総務委員会でも質問したところ、30日開自治体の意向を強く受け止めてもらうよう知事と協議したい」としながらも「相手のある話なので、一方的というより信頼関係の中で協議する」との、本気度が伝わらない答弁だった。知事の判断に反映させること、必ず公約を実現することの意欲について伺う。

答 再稼働いかにいかかわらず、防災対策等の向上に取り組み、市民の安

全・安心確保に全力を尽くす。



柏崎刈羽原発の再稼働問題について

問 知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問う。県の思い方は県民事選挙が住民投票と考えられるが、県議会の同意も選状態であることが示され、



県民が賛否表明を示さない可能性も出てきた。また、県内市町村の意見を聞いたうえで知事が再稼働の是非を判断する際に、知事が長岡市の判断だけを尊重することは考えられず、再稼働に向けての動きが加速する中で、市長公約を履行する手段の確立が大きな問題となっている。

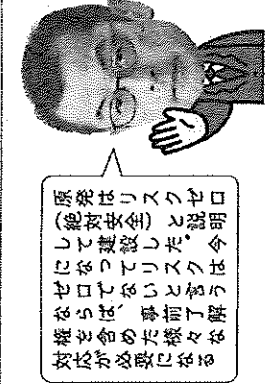
4つの基本方針と再稼働判断について

問 昨年、市の基本方針について「議論のポイントになるが、再稼働の反対や賛成の条件を受け取れることを述べるのは適切でない」との答弁があった。4項目が満たされない状態で市長が再稼働に賛成することもあるのか。

答 再稼働のいかにいかかわらず、早急に国から4項目に取り組んで欲しい。能登半島地震を受けた新たな知見を踏まえて、原発に関する課題が解決されない限り再稼働の議論は始めるべきでない。

問 市が再稼働の是非を判断する時点で4項目が実行されていない場合は、当然に再稼働に反対するを導かないと考える。再答弁を求める。

答 再稼働に賛成・反対の判断は、当然市民や議会の意見を踏まえて行い、4項目はその際の議論のポイントになる。4項目については少なくとも前に進めていただきたい。リスクゼロは非現実的だが、許容可能な範囲までリスクを下げるために要請していく。その上での総合的な判断になる。



事前了解権 ①地元の範囲について

問 国は、地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示されていない。原発が問題事故を起こしそうな時でも長岡市民は国としては避難せず県内避難（自宅待機）し、一定程度の被曝を覚悟しなければならぬ。その後、遠方に避難する可能性もあり、戻ってこられるか分からない以上、長岡は地元と考えるが、市の認識は。

答 市は国から防災対策の構築が求められるPZであることから、原発の防災対策等の充実に全力を尽くす。



問 原発における一般的な地元は、柏崎刈羽の場合、立地自治体の新潟県、柏崎市、刈羽村になる。県が地元なので長岡市も地元との意味で昨年に答弁した。地元の定義がないので、長岡が単独で地元かどうかは関係なく、柏崎市や刈羽村と同様に、しっかりと安全対策等を講ずる必要のある地域だ。

問 地元と言い切れないことは問題だ。福島原発事故以前であれば、立地自治体が地元との理解でよかったかもしれないが、状況は大きく変わった。国・県・事業者との折衝では、地元がどうか大きな違いになる。国・県・事業者との間で、長岡も地元との共通認識を持つような協議をしないのか。

答 議員は地元という言葉にこだわっている。地元であると答弁したら、「だったら事前了解権が必要」と展開したいのだろうが、そこを切り分けて、知事は地元として同意を求め

られるので、知事にしっかりと訴えていく。

問 地元の定めはないのだから、市としての主張ができるはずだ。後段で知事との関係性を改めて質問する。

事前了解権について ②国の状況について

問 昨年「事前了解権や同意を得る仕組みは、国で議論を行い、国の法体系で整備されるべき」との答弁があった。市は以前に、自治体と電力事業者で締結している安全協定の法的位置づけを国に要請したが、全く返答がない。了解権については国で議論が行われ、法体系で整備される見込みがあるのか。

答 国で検討する見込み及び検討状況は不明である。

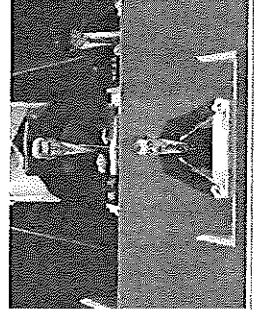
問 それでは、法体系で整備するよう国に要請すべきだ。

答 事前了解権の国への要望でなく、本市の意向が知事の判断に反映され

るよう努力する。

事前了解権 ③知事の権限について

問 市独自に事前了解権を獲得すべきとの議論の中で、「事前了解権や地元同意の規定は法的に明文化されておらず、立地自治体の安全協定にも明記されていない。事前了解権という権限は存在しない」との答弁が繰り返されている。これに關しては、市も知事も同じ立場だが、市が頼るようとしている知事は何の権限で再稼働の是非を判断するのだろうか。



問 国のエネルギー基本計画に「原発の再稼働を進める際には、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組み」と明記されていることが根拠である。

問 権限の根拠が明らかになったので、この件に關しても、引き続き議論する。

市民の不安の把握について

問 市は市民の不安を「国・県・事業者の説明会で出た市民の声を聞いた上で、議会や議論を行って把握する」と述べているが、説明会での市民の声は、そこに出席した出席できなかった市民の声であり、国・県・事業者の説明会に対するものであるから、市民の不安を把握するには不十分だ。市民アンケートや市民の説明会を行って把握すべきだ。

答 市主催の説明会やアンケートなどを行う手

定はないが、市民の思いを直接伝えることができるよう、原に対し長岡での公聴会等の開催を求める。市民の意見集約に当たっては、市議会の意見は市民の意向を把握する上でも重要なものがある。



市長の政治姿勢について

(市有施設での死亡事故) ①事故概要について

問 2022年11月25日、ごみ処理施設において、運搬管理業務委託事業者の社員が作業中に亡くなる事故が発生した。市の施設において37歳という若くして亡くなったことは残念でならない。御遺族からの要請を受けて面談した私は、深い哀しみに襲われる境地にお悔やみの言葉を述べ

るのが精いっぱいであった。いまだに市から事故の詳細は公表されず、遺族は市の対応に憤慨しておられ、本件は民事訴訟が提訴され、刑事訴訟が告発されている。

事故状況については、2022年12月の産業市民委員会や、市長から極めて簡潔な説明があったのみである。死亡状況の分かる事故概要を聞かせてほしい。

答 亡くなられた方の御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族には心からお悔やみ申し上げる。事故は、午前4時50分頃、施設内のプラットフォームで、事業者の社員がごみをピットに重機で投入する作業中に、倒れてきたピット右側の扉の下敷きとなったものである。扉が倒れた原因等については、警察の捜査が行われている。

問 墜下した扉は御音問でなくなっており、反対側の扉も同年11月初旬に落下したと聞いているが、そのような事実はあるのか。



答 左側の扉が同じ月に墜下したことから、右側の扉が倒れてもプラットフォーム側には倒れず、ピット内に墜下するよう、ピット側に開いたままの状態で見逃される対策を取っていた。その扉がなぜプラットフォーム側に倒れたのか、原因は裁判の争点となっており、民事、刑事の場で明らかになると考える。

(市有施設での死亡事故) ②遺族対応について

問 御遺族による提訴、告訴の前段階であるが、遺族が市と面談して説

明を受けたのは事故後2か月以上経過してからの一回のみである。そして、書面による説明も含めて、遺族にとっては知りたい情報の提供が不十分な状態であった。残念ながら全国で自治体が関与する死亡事故が発生しているが、遺族と面談を重ねる自治体もある。遺族対応が不十分だった。

答 事故直後、市長等がお悔やみに伺っている。また、御遺族側の質問に答える形で書面のやり取りをするなど、できる限り減災に対応してきたが、遺族が市の対応を不誠実と感じておられるのであれば大変申し訳なく思う。市としては、警察の捜査に対しても全面的に協力することが重要と考え、事故原因等を早期に解明されるよう対応してきた。

問 私は、このたびの痛ましい事故の時から、市民から市役所とのトラブル案件について相談を頂くことがあるが、行政が市民に丁寧に寄り添えないこと

で大きなトラブルに発展する事例が多い。今後は、遺族に対してはもっと、市民に寄り添った対応を願う。

(市有施設での死亡事故) ③事故調査について

問 深刻な事件や事故が発生した場合、多くの自治体では第三者委員会等を設けて調査し、経緯や対応策等をまとめた報告書を公表するが、市の対応は真なっている。

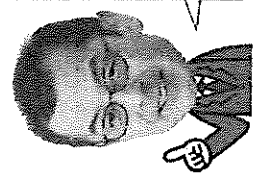
市長が市政が始まって以来の不祥事と述べた2019年の倉敷談合事件では、70件以上の情報漏えいや、市の組織ぐるみの関与の疑念が不明なまま、いまだに議会や市民に事件の詳細が公表されていない。新潟市でも、2020年に倉敷談合事件が発覚したが、警察の捜査や裁判とは別に、内部調査ではあるが、原因究明チームを設置し、事件の経緯や経緯を調査し報告書に記載した。昨年は、新潟県で倉敷談合事件が発覚したが、警察の捜査や裁判と

は別に内部調査を行い、公判での供述も含めて経緯や動機、背景を公表した。柏崎市では昨年に消防士が訓練中に死亡したが、警察の捜査や裁判とは別に第三者委員会を設けて、事故の経緯や原因を公表した。このたびの事故でも第三者委員会を設置し、調査報告書を公表すべきだった。

答 捜査権を持たない市が行う調査には限界がある。市としても事故後に現地確認や職員への聞き取りを行うなど、調査を実施したが、原因等の解明には至らなかった。事故原因などは司法の場等で明らかにされていくものであり、引き続き警察の捜査に協力する。

問 他の自治体と比べると、市の対応は厳格と言われるを得ない。提遺権がない調査に限界はあるが、重大な事件や事故が発生した場合には誠意ある対応が求められる。

警察や検察は様々な事情から捜査を全て捜査、起訴するとは限らない（長岡市での倉敷談合事件でも情報漏えいがあったとされている多くの公共工事については捜査、起訴されなかった）。したがって、全容解明には市独自の調査が必要となる



(議員との関わりについて)

問 3月議会での令和6年度予算案に対する賛成討論で、長岡市知事への関与が「市長側から会派全員に『被災地支援の移転に反対なら市長は今後は撤退しない』と言われたが、それに屈したわけでない」といった趣旨の発言をした。市長の提出議案を審議する議員に圧力や脅しをかけた疑念で、一正代表制の

根幹に関わる疑念である。その後、市長サイドから否定のコメントはないが、突如内容は事実か。

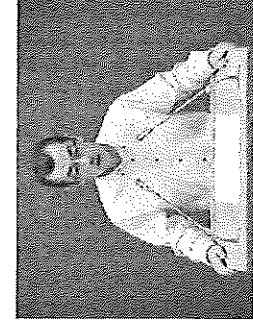
答 資料館の移転に関して多くの議員から様々な意見があり、各会派に説明し、一部の議員には個別に説明を行った。本事業の趣旨を理解いただきたいとのお願いに加え、引き続き執行部と職員とで信頼関係を大切にしたいとの思いを伝えたものである。申し上げた言葉は定かでないが、誤解を招いたことは反省しており、申し訳なく思う。

問 執行機関に議会として適正な関係をつくっていただきたい。

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

問 国が新潟県柏崎市の刈羽村に再稼働への理解を求めたことで、新たな局面に入った。

本日は、これまでの議論に続けて質問を行う。



(事前了解権について)

問 市が独自の事前了解権を求めない理由に「30市自治体の同意が必要」があったが、詳細を聞くと30市自治体への呼びかけや説得は行っており、他も理由も含めて理由として成り立っていない。

「実際に事前了解権つきの安全協定の締結を求めたもしていない」と、実現性がないことも理由として挙げている。市は国県、事業者と合うべきことは言うものの姿勢から、避難路確保、事業者の要請、安全協定の法的位置づけなど、様々な要請を行っている

が、これらは実現性があるとの判断で要求したのか。

答 これまでの要請は、実現性があるということとなく、原状に係る安全対策等を高めるために必要と判断し、求めてきたものである。市民の安全・安心をするため、必要なことはしっかり求める。

問 了解権の獲得を目指すという「実現性がない」との理由と整合しない。市独自に事前了解権を獲得できれば、市長公約に従って市民の不安が解消されない場合に再稼働を止めることができる。市が独自に事前了解権の獲得を目指すべきだ。

答 実現性ではなく、必要と判断したものを求めていく。事前了解権ではなく、知事の聞き取りの中で市民の思いが反映されるよう努力する。

問 市が独自に事前了解権を獲得するほうが、市長公約の実現性は高まる。

知事は県内市長の意向を聞くが、長岡市と同じ意見

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 33
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 郵送代	政 務 活 動 費 充 当 金 額 2,695 円	精 算 年 月 日 2025・4・3		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通
料に係る領収書等
額等の2分の1以

領収書

関 貴志 様

[別納引受]
第一種定形 21.0g
0110 34通 ¥3,740
小 計 ¥3,740

郵便物引受合計通数 34通
課税計(10%) ¥3,740
(内消費税等(10%) ¥340
非課税計 ¥0

合計 ¥3,740
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥6,260



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 3月 3日 12:12
発行No. 250303A1319 端N20箱03
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512

1,870円(1/2)を支出

位につ
されて
当でき

領収書

関 貴志 様

[別納引受]
第一種定形 21.0g
0110 15通 ¥1,650
小 計 ¥1,650

郵便物引受合計通数 15通
課税計(10%) ¥1,650
(内消費税等(10%) ¥150
非課税計 ¥0

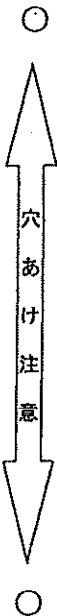
合計 ¥1,650
お預り金額 ¥1,650



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 3月 28日 13:02
発行No. 250328A8226 端N17箱31
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512

825円(1/2)を支出

通信
支払



※書類は、重ならないように貼付すること。

が極めて少数でも知事の判断に市の議員が反映される見込みなのか。

問 自治体の議員が分かれて極めて少数派になるとの仮定の話には答えない。

問 原案の議論になると「仮定の話には答えない」と答弁するが、これまでに、原案に賛否様々な議論の中で仮定の質問への答弁は出ている。仮定の話に答えない理由は何か。

答 この件では自治体の取りまとめ手法が決まっていないことから、述べることはできない。

問 知事の判断に市の意向が反映されない場合もあるとの認識か。

答 正確性を欠くことは述べられない。了解権獲得の実現性と、知事の取りまとめに当市の意思を反映させる実現性は、後者のほうが高い。

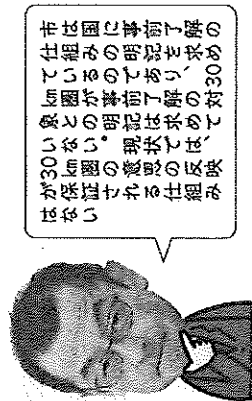
問 時間が迫ってきたので最後の質問に移る。

(エネルギー基本計画について)

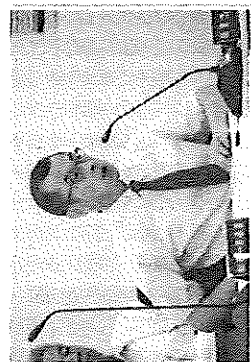
問 知事が再稼働の判断を行う根拠は、国のエネルギー基本計画の「原発の再稼働を進める際には、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」との記述であると答弁があった。「立地自治体等関係者」なので、立地自治体よりも広範囲での理解と協力が必要になるはずだ。地理的には、三条までか新発田までかこの問題はありますが、少なくとも原発の隣接や30km圏の自治体は、等関係者に入ると理解するのが当然だ。再稼働には長岡の理解と協力も必要と国に訴えるべきだ。

答 等関係者については明確な基準がない。柏崎刈羽においては、立地自治体の柏崎市・刈羽村・新潟県が立地自治体等関係者という形で進められている。事前に了解を得るべき自治体の規定がエネルギー基本計画にしかないのはおかし

なことで、制度上これを明記してほしいと国に述べている。もし国で議論される時には、長岡を含む30km圏市町村は、柏崎市・刈羽村と同等、あるいはそれに準じた形で条文に規定されるべきと考える。そういう意味で、知事や国に30km圏の意向を重く受け止めるべきと伝えており、国も知事も理解していると察している。そうした考えの下、知事とHPZの7市長とで防災対策の推進等を国に要望した。



市は国に事前了解の仕組みの明記を求めているのであり、30km圏が事前了解の対象との明記は求めていない。現状では、30km圏の意思の反映が保証される仕組みはない



4 2023年9月議会 2024年6月議会

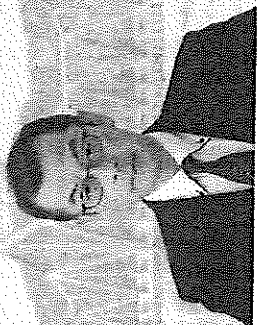
総務委員会 などの発言

徳島川氾濫時の避難、議会基本条例の改定、インバウンド推進、移住推進、ヤングケアラー支援、就労困難者支援、教員の負担軽減、縄文文化・火焔土器活用、川口運動公園の活用、持続可能な行政運営、職員研修、働き方改革など

出前報告
日時を調整して頂ければ、来館に対応します。

バックチャンネル
HPに掲載しておりませんが、ご希望の方にはお配りします。

市政連絡会
日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神前公民館（長岡市巻2丁目）
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、議論を聞いた勉強会になることもありまう。どなたも参加できます。



長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉 せきたか通信 27号 (2024年度)

持続可能な社会の実現 ~広げよう長岡から~
重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政、経済、政治改革

はじめに
国政も市政も おかしなことだらけ

① 市役所の統治に 大きな問題

近年、議会でも中核市（市）が度々議論されたことから、市長は今年度中に中核市移行の是非を判断する調査費を計上しており、予算審議では「中核市の効果や財政面も含めた課題の調査研究を行い、必要な情報が集まった時点で議会にも説明し、意見を聞きながら進める」と担当課長が説明しました。そして9月時点では今年度の調査はまだ行われていません。

そんな中、市長は本年6月議会で唐突に「中核市の実現に向けて取り組む」と表明し、その後の記者会見も「中核市移行を掲げた」と報道されました。また、「長岡市長いそだ達伸一」と表記された顔写真入りのパンフレットにも中核市への

移行が宣言されています。私は9月の総務委員会でも行政（市役所）が中核市への移行を決めた理由を質問したところ、課長は「これから調査を行うので、行政としての方針は決まっていない」と答弁。しかし、市長は「行政の内部決定は行われていないが、中核市移行は私の思い」と答弁し、現状において市長が中核市移行を掲げることに問題はないとの認識を示しました。言うまでもなく、市長は行政のトップであり、予算の提出者です。市長が方針を公言するならば、行政内でも同一認識でまともに進めなくてはなりません。逆に、行政内部で方針が定まっていなければ、トップとして公言すべきではありません（突発的な事態への対応は別ですが）。内部調整や内部統制をせず市長が自由に発言できる前例ができたことで、今後が大変心配です。

② 都合の悪いことは「見ない・言わない・聞かない」
本書の6ページに記載してあるように、市有施設における死亡事故や官政談合事件では、第三者委員会等による調査は行われず、事故や事件の実態や経緯について市民や議会への報告がありません。また、これも本書を一言頂きたいのですが、議員の質問に役所側がまともに答えないことも常態化してしまいました。国政同様、誠実性が失われています。

③ 怒のない部屋・会派制
新会派が結成されたことで、私を含む会派無所属の4議員の控室（執務室）が怒のない部屋に移転しました。ちなみに、無所属以外の議員の執務室には怒がありません。

現在、市議会では会派制についての議論が始まりました。今回の部屋の問題の他にも、委員会の所属などの

全議員に関係する事務について、無所属議員だけが意見を述べられない、協議に参加できないという非民主的な状態が25年も続いています。

同じ議員にもかかわらず「無所属議員の意見は聞く必要なし」との状態が改められない議会は、多様な市民一人ひとりの声を聞くことができないのでしょうか。〇〇の市民の意見は聞くが、△△の市民の意見は聞かない」と市民を差別して物事を決定する議会になってはなりません。

（* 中核市：20万人の人口要件を満たした都市が指定を受けることができ、保健所の設置等の権限移譲が行われる。メリットとデメリットがあると考えられており、要件を満たして中核市に移行しない都市もある）

一般質問 要旨

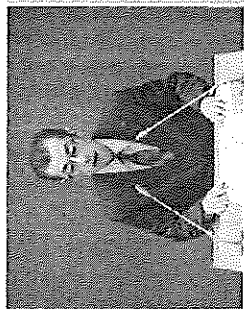
1 2023年
12月議会

柏崎刈羽原発の
再稼働問題について

問 福島原発事故後、原発の防災区域が原発から30km(ＪＰＣ)に拡大し、市の大半が含まれ、避難計画の策定義務を負った。国は、新規制基準に適合した原発は地元の同意を得て再稼働する方針だが、地元の同意は示しておらず、柏崎刈羽原発は、既に国の基準基準に適合した。東京電力は立地自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)の同意を得た上で、柏崎刈羽原発6、7号機を再稼働すると表明しており、長岡市には同意を求めない方針だ。知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと公約しており、再稼働の是非を判断す

る際には、県内市町村の意見を聞く方針である。渡田市長は、「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」とと断言を公約したが、市は再稼働に同意が必要となる事前了解権を有しておらず、求めていることが、市民の不安が解消されない状態での再稼働を止める手段がなく、公約実現の道筋は不明瞭である。

私は、被曝リスクと避難計画の策定義務を負った長岡市には事前了解権が必要と訴えてきた。この間、茨城県の新潟第二原発では、30km圏自治体が発力事業者と事前了解権付安全協定を



締結、島根原発では30km圏自治体が事前了解権を求められる知事と意思を交わすことで、事前了解権に準じた仕組みを構築し、30km圏自治体の了解なくして再稼働できない状況が存在している。新潟日報による市政の特集記事で「原発対応に関しては市長の本気度が問われる局面が続く」と懸念されていたが、議論すればするほど、市長の公約が実行されるのか、実行する強い意思はあるのかこの疑問が広がる。

(基本方針
①発電事業者について)

問 市長は月議会でも再稼働議論を始める大前提として以下の4つの基本方針を示した。①不適切な事業を繰り返す東電の現状を受け止め、国が責任を持つ体制を構築すること。②避難対策として道路整備等をすること。③原子炉の真中リスクを減らすため、例えば1-5号機の廃炉等の方針を示すこと。④リスク

と不安だけを負わされる今の仕組みは市民にとって受け入れられないこと。

まず、取組について伺う。同時期の記者会見において、市長は東電以外の発電体制を考えたほうがよいと発言している。基本方針と異なるが、このように受け止めればよいのか。

答 基本方針も会見も現行の東電では市民の信頼は得られないとの認識を示したものである。

問 東電以外の事業者を求めるのか、国が責任を持つ体制を求めるのかは大きな違いだ。市の方針はどちらか。

答 不適切な事業を繰り返す東電に対する市民の不信感の満ちるを代弁したものであり、現行のままの東電では市民の信頼を得られないというところだ。

問 不明確なので改めて議論する。



(基本方針 ②リスクと不安だけを負わされる仕組みについて)

問 リスクと不安だけを負わされる仕組みは、具体的に何なのか。

答 30km圏自治体が、原子力災害時に屋内退避や一時移転などを求められている状況を指す。

問 リスクと不安と釣り合うような便益とあると思う。リスクと不安の対になるものは何か。

答 他県では、発電された電気がその県へ供給されるが、本県は異なることから、リスクと不安だけがある。

問 電気の供給が必要との考えは理解した。

(基本方針 ③市の判断との関係について)

問 確認だが、基本方針が満たされない限り、再稼働議論に及びないことでしょうか。また、知事が再稼働に対する県内市長の意

見を聞く際に、4項目が未達成であれば市は反対との理解でよいのか。

答 再稼働のいかにかわらず、国が前面に立ち早急に対応すべき課題として4項目を示した。

問 質問に答えていない。再審弁を求める。

答 再稼働にかかわらずと答弁している。リスクを最小限に抑えるために今やるべきことに取り組んでいただくとの趣旨で述べたので、議論が始まるのであれば当然始まる。

問 市は基本方針が満たされなくとも再稼働議論を行うのか。また、市が再稼働の判断を下すときには、4項目も判断基準になるのか。

答 4項目が今後の議論のポイントになるが、再稼働に反対・賛成の条件と受け取られることを現時点で述べるのは適切でない。

問 何のための基本方針なのか不透明だ。

(事前了解権
①東電との関係について)

問 市が事前了解権を求めない理由の1つは「立地自治体の理解が必要」であった。以前の質問では「新潟県から事前了解権獲得に反対されはしない」「柏崎市・刈羽村の考えは確認していない」との答弁があり、事前了解権を求めない理由が明れてきた。本日は東電との関係について伺う。

昨年、市長は「事前了解権の要・不要については、事前了解権を求めることが現実的かどうか、それは求めて得られるのかとの問題もある」と発言し、原子力安全対策室長は「立地自治体との関係性を重視する東電が、その他の自治体に事前了解権を与えるというよりは、再稼働のハードルを上げることであり難しい」と思われる。少なくとも、立地自治体の理解やＪＰＣ自治体が共通認識でまとまる状況にならなければ難しい。



と答弁した。東電が「長岡には事前了解権を与えない」と言ったのか。

答 東電の正式見解では、意見交換において、例えば話として事前了解権を話した際に「難しい」との見解だった。なお、県内市町村からも事前了解権を求める声は上がっていない。

問 東電は「県民の信頼を一から築き上げる」と公言しており、行動指針にも「地元と関係者の信頼を築く」とある。正式に東電の見解を求めるべきだ。

答 東電が県民の信頼を得るために動いている

のは、再稼働するための頑張りであって、再稼働のハードルを上げる事前了解権は認めないと考えている。少なくとも条件や環境が整わない限り、東電に見解を求めるのは難しい。

問 市が、東電は再稼働のハードルを上げることはしない組織と既に認識していることは問題だ。東電は、地元の同意を得るためにはどんなハードルでも越えるとの姿勢を示すべきだ。時間が迫っているので次に進む。

(事前了解権 ②30km圏自治体のまじわりについて)

問 事前了解権を求めない理由として「30km圏自治体がまとまっていらない」との答弁も繰り返されてくる。まとまらなければよいが、各々の自治体がそれぞれ考えで賛否すべきである。まとまらなければ東電との間で了解権の獲得が難しい理由は何か。

答 東電との安全協定は長岡単独で結んだので

なく、県内市町村で民並みをそろえて同じ協定を結んだ背景があるからである。

足並みをそろえた背景はあるが、協定は個々の自治体と東電の間で結ばれているので、それぞれ自治体で個別に対応できる



問 原発に対して渡田市長は強み込んで公約している30km圏市長はしない。厳しい方針を示さない他の市長に市長が寄り添うのではなく、30km圏市長を説得して、まとまって事前了解権獲得に何か努力が必要と考えるが、そのような説得は行ったのか。

答 当市は知事の聞き取りの中で市の思いを反映するよう努める。事前了解権と同意を得る仕組みは、国において議論を行い、

国の法体系で整備されるべきだ。事前了解権については、説明することは考えていない。

問 市が再稼働に事前了解権を求めない理由には納得できない。

市民の不安の把握について

問 9月議会で、市が再稼働の判断をする際に「市民の不安の把握は市議会の意見を基本として判断する」との答弁があり、私は「議会だけでは不十分」と述べた。市長は、議会ではなく市民に公約している。また、「市が意思を表示する時には市民や議会の意向を踏まえて知事に対して市の強い思いをしっかりと届ける」との答弁も繰り返されていることから、市民の不安の把握は直接市民に関わける必要がある。

答 国や県の住民説明会等で出た市民の声を聞いていた上で、二元代表制である議会と十分な議論を行って把握する。

問 不十分な答弁だが、時間が迫っているため最後の質問に移る。

公約実現の本気度について

問 市の再稼働に対する判断を知事の判断に反映させる方針であるが、知事は県内市町村の意見を聞くことから、市の判断が反映されるのか疑問だ。この方針ならば、鶴巻原発の事例のように、知事も市で覚悟を交わす必要がある。知事の判断への反映や公約実現に向けた意欲を総務委員会で質問したところ「30年間の自治体の意向を重く受け止めてもらうよう知事と協議したい」としながらも「相手のある話なので、一方的というより信頼関係の中で協議する」との、本気度が伝わらない答弁だった。知事の判断に反映させる意欲、必ず公約を実現するとの意欲について伺う。

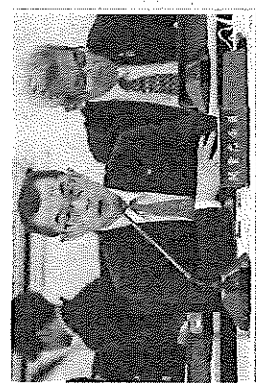
答 再稼働いかにいかかわらず、防災対策等の向上に取り組む、市民の安

全・安心確保に全力を尽くす。



柏崎刈羽原発の再稼働問題について

問 知事は、再稼働の是非を判断して県民の意思を伺う。県の側からは県知事選挙が住民投票と考えられるが、県議会の同意も反対派であることが示され、



県民が直接意思表示できない可能性も出てきた。また、県内市町村の意見を聞いたうえで知事が再稼働の是非を判断する際に、知事が長岡市の判断だけを尊重するとは考えられず、再稼働に向けての動きが加速する中で、市長公約を実行する手段の確立が大きな問題となっている。

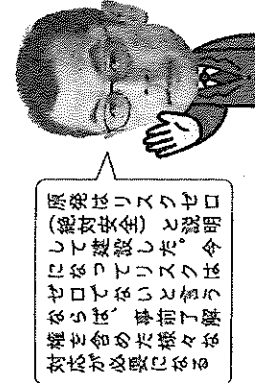
4つの基本方針と再稼働判断について

問 昨年、市の基本方針について「懸念のポイントを」となるが、再稼働の反対や賛成の条件を受け取れることを示すのは適切でないとの答弁があった。4項目が満たされない状態で市長が再稼働に賛成することもあるのか。

答 再稼働のいかにいかかわらず、早急に国から4項目に取り組んで欲しい。能登半島地震を受けた新たな知見を踏まえて、原発に関する課題が解決されない限り再稼働の議論は始めるべきでない。

問 市が再稼働の是非を判断する時点で4項目が満たされていない場合は、当然に再稼働に反対するを得ないと考ええる。再答弁を求める。

答 再稼働に同意・不同意の判断は、当然市民や議会の意見を踏まえて行い、4項目はその際の議論のポイントになる。4項目については少なくとも前に進めていただきたい。リスクゼロは非現実的だが、許容可能な範囲までリスクを下げるために要請していく。その上での総合的な判断になる。



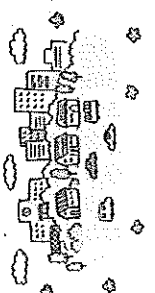
事前了解権

①地元の範囲について

問 国は、地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示されていない。原発が過酷事故を起こしそうな時でも長岡市民は直ちに避難せず県内避難（自宅待機）し、一定程度の被曝を覚悟しなければならぬ。その後、遠方に避難する可能性もあり、戻ってこれるか分からない以上、長岡は地元と考えるが、市の認識は。

答 市は国から防災対策の構築が求められるPZであることから、原発の防災対策等の充実に全力を尽くす。

問 市長は、地元であるとの認識が、端的な答弁を求める。



答 原発における一般的な地元は、柏崎刈羽の場合、立地自治体の新潟県、柏崎市、刈羽村になる。県が地元なので長岡市も地元との意味で昨年に応じた。地元の定義がないので、長岡が単独で地元かどうかは関係なく、柏崎市や刈羽村と同様に、しっかりと安全対策等を講ずる必要がある地域だ。

問 地元と言い切れないことは問題だ。福島原発事故以前であれば、立地自治体が地元との理解でよかったのかもしれないが、状況は大きく変わった。国・県・事業者との折衝では、地元がどうか大きな疑問になる。国・県・事業者との間で、長岡も地元との共通認識を持つような協議をしないのか。

答 議員は地元という意識はいただいている。地元であると思えば、当然事前了解権が必要と展開したいのだろうが、そこを切り分けて、知事は地元として同意を求め

られるので、知事にしっかりと訴えていく。

問 地元の定めはないのだから、市としての主張ができるはずだ。後援で知事との関係性を改めて質問する。

事前了解権について

②国の状況について

問 昨年「事前了解権や国と協議を行い、国の法体系で整備されるべき」との答弁があった。市は以前、自治体と電力事業者で締結している安全協定の法的位置づけを国に要望したが、全く返答がない。了解権については国で協議が行われ、法体系で整備される見込みがあるのか。

答 国で検討する見込みがあり、及び検討状況は不明である。

問 それでは、法体系で整備するよう国に要請すべきだ。

答 事前了解権の国への要望でなく、本市の意向が知事の判断に反映され

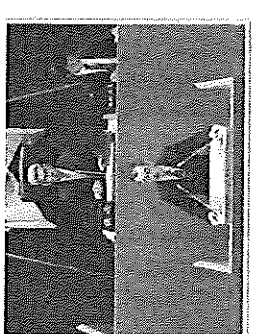
るよう努力する。

問 残念な答弁だが、次の質問と関わるので次に進む。

事前了解権

③知事の権限について

問 市独自に事前了解権を獲得すべきとの議論の中で、「事前了解権や地元同意の規定は法的に明文化されておらず、立地自治体の安全協定にも明記されていない。事前了解権という権限は存在しない」との答弁が繰り返されている。これに関しては、市も知事も同じ立場だが、市が願うこととしている知事は何の権限で再稼働の是非を判断するのだろうか。



るのか。

問 国のエネルギー基本計画に「原発の再稼働を進める際には、立地自治体関係者の理解と協力を得るよう取り組む」と明記されていることが根拠である。

問 権限の根拠が明らかになったので、この件に関しては、引き続き議論する。

市民の不安の把握について

問 市は市民の不安を「国・県・事業者の説明会等や出た市民の声を聞いていた上で、議会や議論を行って把握する」と述べているが、説明会での市民の風は、そこに出席した・出席できなかった市民の風であり、国・県・事業者の説明に対するものであるから、市民の不安を把握するには不十分だ。市民アンケートや市独自の説明会を行って把握すべきだ。

答 市主催の説明会やアンケートなどを行う手

定はないが、市民の思いを直接伝えることができるように、県に対し長岡での公聴会等の開催を求める。市民の意見集約に当たっては、市議会の意見は市民の意向を把握する上でも重要なものがある。



市長の政治姿勢について

(市有施設での死亡事故) ①事故概要について

岡 2022年11月25日、こども遊具施設において、運転管理業務委託事業者の社員が作業中に亡くなる事故が発生した。市の施設において37歳という若くして亡くなったことは残念でならない。御遺族からは、深い悲しみに暮れる遺族にお悔やみの言葉を述べ

るが精いっぱいであつた。いまだに市から事故の詳細は公表されず、遺族は市の対応に憤慨しておられ、本件は民事訴訟が提訴され、刑事訴訟が告訴されている。

事故状況については、2022年12月の産業市民委員会で、市長から極めて簡略な説明があつたのみである。死亡状況の分かる事故概要を聞かせてほしい。

答 亡くなられた方の御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族には心からお悔やみ申し上げる。事故は、午前4時50分頃、施設内のプラットフォームで、事業者の社員がこみをピットに重機で投入する作業中に、倒れてきたピット右側の扉の下敷きとなったものである。扉が倒れた原因等については、警察の捜査が行われている。

岡 墜下した扉は観音開きになっており、反対側の扉も同年11月初旬に落下していたと聞いているが、そのような事実はあつたのか。



答 左側の扉が同じ月に墜下したことから、右側の扉が倒れてもプラットフォーム側には倒れず、ピット内に墜下するよう、ピット側に開いたままの状態であった。その開がなぜプラットフォーム側に倒れたのか、原因は裁判の争点となっており、民事、刑事の場で明らかになると考える。

(市有施設での死亡事故) ②遺族対応について

岡 御遺族による提訴、起訴の前段階であるが、遺族が市と面談して説

明を受けたのは事故後2か月以上経過してからのものである。そして、書面による説明も含めて、遺族にとっては知りたい情報の提供が不十分な状態であつた。残念ながら全国で自治体が関与する死亡事故が発生しているが、遺族と面談を重ねる自治体もある。遺族対応が不十分だつた。

答 事故直後、市長等がお悔やみに伺つている。また、御遺族側の質問に答える形で書面のやり取りをするなど、できる限り誠意に対応してきたが、遺族が市の対応を不誠実と感じられておられるのであれば大変申し訳なく思う。市としては、警察の捜査に対しては全面的に協力することが重要と考え、事故原因等が早期に解明されるよう対応してきた。

岡 私は、このたびの痛ましい事故のほかに、市民から市役所とのトラブル案件について相談を頂くことがあつた。行政が市民に丁寧に関わり添えることが

で大きなトピックに認識する事例が多い。今後は、遺族に対してはもちろん、市民に寄り添つた対応を願う。

(市有施設での死亡事故) ③事故調査について

岡 深刻な事件や事故が発生した場合、多くの自治体では第三者委員会等を設けて調査し、経緯や対応策等をまとめた報告書を公表するが、市の対応は異なっている。

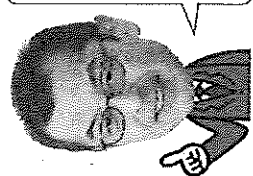
市長が市政が始まって以来の不祥事と前掲した2019年の倉敷総合センターでは、70件以上の情報漏えいや、市の組織ぐるみの関与の実態が不明なままで、いまだに議会や市民に事件の詳細が公表されていない。新潟市でも、2020年に倉敷総合センターが完成したが、警察の捜査や裁判とは別に、内部調査ではあるが、原因究明チームを設置し、事件の動機や経緯を調査し報告書に記載した。昨年は、新潟県で倉敷総合センターが完成したが、警察の捜査や裁判とは

は別に内部調査を行い、公判での陳述も含めて経緯や動機、背景を公表した。柏崎市では昨年に消防士が訓練中に死亡したが、警察の捜査や裁判とは別に第三者委員会を設けて、事故の経緯や原因を公表した。このたびの事故でも第三者委員会を設置し、調査報告書を公表すべきだつた。

答 型貨物を持たない市が行う調査には限界がある。市としても事故後に現地確認や職員への聞き取りを行うなど、調査を実施したが、原因等の解明には至らなかった。事故原因などは司法の場で明らかにされていくものであり、引き続き警察の捜査に協力する。

岡 他の自治体と比べると、市の対応は異なると言われるを得ない。提議権がない調査に限界はあるが、重大な事件や事故が発生した場合には誠意ある対応が求められる。

警察や検察は様々な事情から事件を全て捜査・起訴することは限らない(柏崎市での倉敷総合センターでは多くの公共工事については調査・起訴されなかった)。したがって、全容解明には市独自の調査が必要となる。



(議員との関わりについて) 3月議会での令和6年度予算に対する賛成討論で、監理令和グループの関与と議員が「市職制から会派全員に『被災被災者の移転に反対なら市長は今後応援しない』と言われたが、それに屈したわけでない」といった趣旨の発言をした。市長の提出議案を審議する議員に圧力や脅しをかけた疑念で、二三代派制の

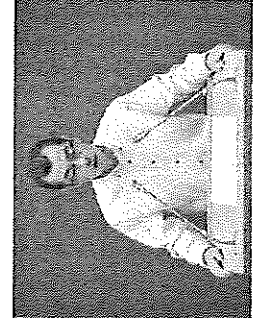
根幹に関わる発意である。その後、市長サイドから各足のコメントはないが、発言内容は事実か。

答 資料館の移転に関して多くの議員から様々な意見があり、各会派に説明し、一部の議員には個別に説明を行った。本事業の趣旨を理解いただきたいとのお願いに加え、引き続き執行部と議員とで信頼関係を大切にしたという思いを伝えたものである。申し上げた言葉は定かでないが、誤解を招いたことは反省しており、申し訳なく思う。

岡 執行機関と議会とで適正な関係をつくっていただきたい。

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

岡 国が新潟県柏崎市、刈羽村に再稼働への理解を求めたことで、新たな局面に入った。本日は、これまでの議論に続けて質問を行う。



(事前了解権について)

岡 市が独自の事前了解権を求めない理由に「30市間自治体の同意が必要」があつたが、詳細を聞くと30市間自治体への呼びかけや説得は行つておらず、他も理由も含めて理由として成り立っていない。

答 「政令に事前了解権につき安全協定の締結を求めるとはならない」と、実現性がなくとも理由として挙げていた。市は国県、事業者と関わり、再稼働確保、事業者の安全、安全協定の法的位置づけなど、様々な要求を行っている

が、これらは実現性があるとの判断で要求したのか。

答 これまでの要望は、実現性があるということではなく、原発に係る安全対策を高めるために必要と判断し、求めてきたものである。市民の安全・安心を守るため、必要なことはしっかり求める。

岡 了解権の獲得を目指すという実現性がなく、独自の事前了解権を獲得できれば、市長公約に従つて市民の不安が解消されない場合に再稼働を止めることができる。市が独自に事前了解権の獲得を目指すべきだ。

答 実現性ではなく、必要と判断したものを求めていく。事前了解権でなく、知事の聞き取りの中で市民の思いが反映されるよう努力する。

岡 市が独自に事前了解権を獲得するほか、市長公約の実現性は高まる。知事は県内自派の意向を聞くが、監理市と同じ意見

政 務 活 動 費 領 収 書 台 帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印	台 帳 No. 34
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 ホームページ管理費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 9,673 円	精 算 年 月 日 2025・4・3		

領収書等貼付欄

領 収 証		NO. 51120
関 貴志 様		2025 年 3 月 27 日
金 額	¥19,347★	
但し、ホームページ管理、パソコン管理料として 上記の通り正に領収いたしました。		
収 入 印 紙	オフィスいしまる 〒 940-0041 新潟県長岡市学校町1-10-15メゾン菊水5号室 登録番号 T7810690960561 TEL 0258-39-7821 FAX 0258-39-7861	発 行 者 

2024年4月～2025年3月

9,673円 (1/2) を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 35
☐ 調査研修(研究)費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 市政懇談会 会場費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 1,000 円	精 算 年 月 日 2025. 4. 3		

領 収 書

2025 年 10 月 20 日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

500円(1/2)を支出

領 収 書

2024 年 11 月 17 日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

500円(1/2)を支出

○
↑
穴あけ注意
↓
○

※

政 務 活 動 費 領 収 書 台 帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 36
☐ 調査研修（研究）費 ☒ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 事務費				
摘 要 市政懇談会 会場費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 1,000 円	精 算 年 月 日 2025・4・3		

領 収 書

2024 年 12 月 22 日

関 貴 志 様

金 ￥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上 記 正 に 受 領 いたしました

神明公民館長

500円 (1/2) を支出

領 収 書

2025 年 1 月 19 日

関 貴 志 様

金 ￥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上 記 正 に 受 領 いたしました

神明公民館長

500円 (1/2) を支出

※書

○

穴あけ注意

○

政 務 活 動 費 領 収 書 台 帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 37
☐ 調査研修（研究）費、 ☒ 広報広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 事務費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費				
摘 要 市政懇談会 会場費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 500 円	精 算 年 月 日 2025. 4 . 3		

領収書等貼付欄

領 収 書	
R7年 3月23日	
関 貴 志 様	
金 ¥1,000 円也	
但し、公民館使用料として 上記正に受領いたしました	
神明公民館長	
500円(1/2)を支出	

○
↑
穴あけ注意
↓
○

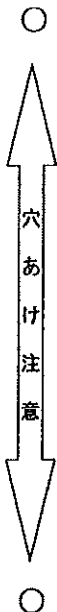
※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 19
☐ 調査研修(研究)費 ☐ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☒ 事務費				
摘 要 事務用消耗品代	政 務 活 動 費 充 当 金 額 40 円	精 算 年 月 日 2024・10・23		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



領収証

No.

毎度ありがとうございます



関 貴 志 様

消費 税込 金額	¥120-
----------------	-------

但 精算済

6 年 4 月 3 日 上記の金額正に領収いたしました

消費税額	
------	--

文房具・製図用具・紙・**領収**
みどりや商店 みどりや文具店
 〒940-0041 長岡市学校町3丁目11-1 TEL・FAX 0258(32)6335

日本法令 領収3-2

40円(1/3)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 20
☐ 調査研修（研究）費 ☐ 人件費	☐ 広報広聴費 ☐ 事務所費	☐ 要請・陳情活動費 ☒ 事務費	☐ 資料費	☐ 情報通信費
摘 要 事務用品代	政 務 活 動 費 充 当 金 額 200 円	精 算 年 月 日 2024. 10 .. 23		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領収証

No.

毎度ありがとうございます
ございます



関 貴志

様

消費 税込 金額	600-
----------------	------

但 ペンケース等

2024年 5月 24日 上記の金額正に領収いたしました

消費税額	
------	--

文房具・製図用具・紙

みどりや商

〒940-0041 長岡市半井町3丁目

TEL・FAX 0258(32)6335



日本経済 領収3-2

200円 (1/3) を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

政 務 活 動 費 領 収 書 台 帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経理責任者印 	台 帳 No. 44
☐ 調査研修（研究）費 ☐ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☒ 事務費				
摘 要 事務用消耗品代	政 務 活 動 費 充 当 金 額 1,336 円	精 算 年 月 日 2025. 4 . 3		

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細
2024年11月16日(金) 13時20分

会員番号 (3149000344985)

＜明細＞			
1 ●インクカートリッジ	・ 持帰		
エプソン			
4988617228474 RDH-BK		10%	
	1点		¥1,130
5%値引対象			
2 ●インクカートリッジ	・ 持帰		
エプソン			
4988617228436 RDH-BK-L		10%	
	1点		¥1,928
5%値引対象			
	2点/合計		¥3,058
税率別内訳 /	課税対象額 10%		¥3,058
	(内消費税額		¥278)

[0153214-015018555-2310004808389]

領 収 証

2024年11月16日(金) 13時20分

関 貴志 様

金額 ¥3,058

(内消費税等 ¥278)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥3,058
(内消費税額 ¥278)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

＜決済内訳＞
現金 ¥3,058
(内消費税等 ¥278)

現金お預かり ¥10,000
お釣り ¥6,942

登録番号:T6110001008158
株式会社北越ケーズ

※ ケーズデンキ長岡西店
電話番号 0258-22-5033
販売担当者

※1枚単位につ
き記載されて
いる費を充当でき

領 収 証

スーパーセンタームサシ

アーケード株式会社
登録番号 T4110001013829
長岡店 TEL 0258-27-6345

※長岡店LINE公式アカウントの
『お友達』ご登録募集中です！
※ラン情報、お友達限定クーポン等
※得情報をLINEで配信いたします！
※ご登録は下のQRコードから↓
2024年11月18日(月)10:25 印0001

No. 000011 高速PPC用紙J A3 ¥865
4938650821002

小計 ¥865
(外10% 対象 ¥865)
外10% ¥86
(税合計 ¥86)
合計/ 1点 ¥951

お預り ¥1,001
お釣り ¥50
※印は軽減税率(8%)適用商品です

友だち募集中！
お得情報をLINEで配信！
スーパーセンタームサシ
LINE公式アカウント

コピー用紙
3/17円(1/3)を支払
店No00101

通信
支払

穴
あ
け
注
意

政務活動費領收書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 関 貴志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 45
☐ 調査研修（研究）費 ☐ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料費 ☐ 情報通信費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費 ☒ 事務費				
摘 要 事務用消耗品代	政 務 活 動 費 充 当 金 額 7,040 円		精 算 年 月 日 2025. 4 . 3	

領收書等貼付欄

領収証

№ 077828

令和7年1月7日

関貴志様

金額			百万	7	2	1	1	2	0	円
----	--	--	----	---	---	---	---	---	---	---

但 小11代として

(消費税 円を含む)

上記の金額正に領収いたしました

印紙税申告納付につき長岡税務署承認済

長岡市新産2丁目5番地8

全株式会社 田村商店

、7,040円(1/3)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。